

平成12年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月27日(水)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について(議案第9号)	7
○日程第5、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件(議案第10号)	29
○日程第6、一般質問	32
○議長のあいさつ	52
○管理者のあいさつ	53
○閉会の宣告	53

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第11号

平成12年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成12年9月4日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成12年9月27日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成12年9月27日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (14名)

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君	
3 番	田	原	教	善	君	4 番	高	橋	信	次	君	
5 番	山	田	吉	徳	君	6 番	長	井	昭	夫	君	
7 番	塘	永	真	理	人	君	8 番	松	村	和	子	君
9 番	井	上	勝	司	君	10 番	西	村	武	次	君	
11 番	中	島	常	吉	君	12 番	榊	原	京	子	君	
13 番	高	沢	良	夫	君	14 番	藤	原	建	志	君	

不応招議員 (なし)

平成12年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成12年9月27日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

(2)議事説明者について

日程第4、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第9号）

日程第5、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件（議案第10号）

日程第6、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	田	原	教	善	君	4番	高	橋	信	次	君	
5番	山	田	吉	徳	君	6番	長	井	昭	夫	君	
7番	塘	永	真	理	人	君	8番	松	村	和	子	君
9番	井	上	勝	司	君	10番	西	村	武	次	君	
11番	中	島	常	吉	君	12番	榊	原	京	子	君	
13番	高	沢	良	夫	君	14番	藤	原	建	志	君	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊	利		仁	君	副管理者	品	川	義	雄	君	
監査委員	菅	沼	明	之	君	事務局長	池	畑	勝	一	君	
事務局次長 兼総務課長	柳	沢		弘	君	事務局次長	山	崎	邦	治	君	
事務局次長 兼管理課長	中	河		渡	君	業務課長	浅	見	邦	男	君	
建設課長	大	山	正	廣	君	水処 センター 所	理一 長	金	子	久	夫	君

事務局職員出席者

書記	岡	安	文	雄		書記	森	田	進	一
書記	高	山		淳						

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高橋信次君) おはようございます。現在の出席議員14人、全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成12年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

○議長(高橋信次君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成12年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第であります。

本日は、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定ほか1件の議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。



◎管理者のあいさつ

○議長(高橋信次君) 管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者(伊利 仁君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに平成12年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、全員の方のご出席をいただき、ここに議会の成立を見ることができましたことは、当組合の発展のため、まことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本年度も第3・四半期を迎えようとしておりますが、公共下水道・新田幹線工事を初めとして、管渠布設工事の実施により面整備を図り、下水道普及促進を行っているところであります。また、各種事業の推進に鋭意努力しているところでございます。これもひとえに議員各位のご指導とご協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第であります。

本日ご提案申し上げます議案は、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定ほか1件でございますが、本組合運営上重要な議案でございますので、何とぞ慎重ご審議をいただき、適切なるご結論を賜りますよう心からお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◎議事日程の報告

- 議長（高橋信次君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。
高山書記。
- 書記（高山 淳君） （議事日程朗読）

◇

◇

◎会議録署名議員の指名

- 議長（高橋信次君） ただいまから本日の議事に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、
11番 中 島 常 吉 議員
12番 榊 原 京 子 議員
を指名いたします。

◇

◇

◎会期の決定

- 議長（高橋信次君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声〕
- 議長（高橋信次君） ご異議なしと認めます。
よって、平成12年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◇

◎諸報告

- 議長（高橋信次君） 日程第3、諸報告をいたします。
監査委員から、平成12年5月、6月及び7月分にかかる現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表と

して配付しておきましたから、ご了承願います。

お諮りいたします。あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高橋信次君） ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋信次君） 日程第4、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第9号 平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案の理由を申し上げます。

平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算につきましては、去る7月21日に監査委員さんに審査をお願いいたしましたところ、いずれも計数的に正確であり、かつ内容も正当なものと認められましたので、その意見並びに行政報告書を付して、議会の認定をいただきたく、提案いたしました次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご認定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋信次君） これより本案に対する内容説明を求めます。

歳入及び歳出にかかる説明を求めます。

最初に、柳沢事務局次長。

○事務局次長（柳沢 弘君） （内容説明）

○議長（高橋信次君） 次に、大山建設課長。

○建設課長（大山正廣君） （内容説明）

○議長（高橋信次君） 次に、金子水処理センター所長。

○水処理センター所長（金子久夫君） （内容説明）

○議長（高橋信次君） 続きまして、中河事務局次長。

○事務局次長（中河 渡君） （内容説明）

○議長（高橋信次君） 次に、柳沢事務局次長。

○事務局次長（柳沢 弘君） （内容説明）

○議長（高橋信次君） これより質疑に入ります。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算について質疑をさせていただきます。

まず初めに、総括的な質疑でございますけれども、まず平成11年度の予算の執行で、行政報告書の43ページには書いてありますけれども、特に処理人口に対して普及率、また面整備の整備率についてお示しいただきたいと思います。特にこの43ページの普及率、整備率の数、もともとのあれが事業認可が行われている部分に対してのものでありますので、計画決定がされている部分を含めて数字をお示しいただきたいと思います。

また、その数字だけではなくて、その進捗状況についてどういった精査が行われているのか、そこら辺の説明もお願いいたします。

続いて、歳入の予算についてですけれども、当初予算と最終予算に大きく開きが見受けられますけれども、当初予算でこの点がわからなかったのかという点と、その額の生じた内容について詳しいご説明をお願いいたします。

あと、今回単年度収支が黒字になっておりますけれども、もともと企業会計と違ってこういった自治体の会計は単年度収支で、あと歳入歳出、歳入も結局基金を取り崩しても、負担金が増えても、使用料が入っても、こういった形でもお金が入ってくれば歳入、基金に取り込んでも、負担金をお返ししても、また事業に使っても歳出ということで、単年度収支が黒字になったからといって財政状況が必ずしもいいということにはならないと思います。そこら辺の今年度の決算における執行部側の当組合の財政状況についての精査がありましたら、具体的に説明をお願いいたします。

続いて、あと公債費に関してなのですけれども、組合として借金をしているのは、いわゆる公的な機関からの借金ということで、その当時の標準的な利率が今と比べると大分高いということで、よく借りかえというお話が出てまいりますけれども、その借りかえ自体はある程度の条件がなければできないというのは再三指摘等も出されていて理解するところなのでございますけれども、昨今の経済状況の経済支援として、ある程度財政の状況が悪い、そういった地方自治体、またこういった一部事務組合に対しては、ある程度の条件を加えて、悪い場合は7%を超える部分は借りかえできるとか、そういった処理がされていると思います。当年度において、そのような処理がなされているかどうかについてお伺いいたします。

最後に、収納率に関してお伺いさせていただきます。報告書の44ページ、あと今ご説明でもなされておりましたけれども、問題なのは収納率が、ご努力はされていると思うのですけれども、減ってきているのか、悪くなっている。特に地域し尿処理施設も減少しているのですけれども、今年度、平成12年度、平成11年度は西坂戸だけだと思うのですけれども、藤金とか、そういったものも受け入れということになって、この収納率が低下していることに対して、今後また藤金というし尿施設もある意味、下水道組合の方で管理するというようになって負担がふえるのではないかと危惧されるのですけれども、この年度決算において、そういったことに対する収納率全般の向上と、あとそういった地域し尿施設を今後取り入れていくことに対してのお考えがありましたら、お示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

まず、下水道の普及率の関係でございますけれども、普及率と計画決定の区域内の整備の関係だと思えますけれども、普及率につきましてはこの43ページに書いてございますように10年度から11年度にかけての普及率としては2.5%の増ということでございます。

それから、処理人口につきましても、この上にございまして、やはり比較として4,259人の増という、そこに記載されているとおりでございます。それから、整備率についても2.7%の、これは事業認可内の整備率でございますけれども、2.7%伸びているということでございます。

そして、計画決定の関係でございますけれども、当組合の計画決定の全体の面積といたしましては1,798ヘクタールの計画決定とってございます。この中で、事業認可区域が1,372.6ヘクタールで、76.3%に相当するわけでございます。事業認可内の整備率につきましては、ここにもありますように平成11年度末で75%の整備率でございます。処理人口につきましては、事業認可区域の中の水洗化人口ということで、整備済みの区域の中の接続している使用人口ということでご理解していただきたいと思えます。

それから、当初予算の関係でございますけれども、この関係につきましては当初に対して補正予算で対応したわけでございますが、国の総合経済対策事業、平成11年度にございまして、これらの事業の補正を実施した関係で当初予算と補正予算が当時途中で補正予算で措置されたという内容でございます。

それから、単年度収支の関係でございますけれども、単年度収支につきましてはご承知のとおり、11年度の実質収支から10年度の実質収支を差し引いた額ということでございまして、行政報告書の中でも過去の推移が書かれてございます。10年度につきましては3,781万1,000円の赤字と、11年度で4,724万8,000円の黒字ということで、年度別書いてございますけれども、当組合といたしましては通常5年間の平均約3億円程度の実質収支となっております。最終の補正をした後の、例えば歳入増ということと、歳出でいけば不用額の増ということで、単年度収支につきましてはこれらの状況によって変動してまいります。今年につきましては前年度に対しまして黒字ということで措置させていただきました。

最後、借換債の関係でございますけれども、下水道事業につきましては現在借換債の対象になりますのは、総資本費対策借換債ということで公営企業金融公庫の借りている場合について適用するというところでございます。いろいろ基準がありまして、資本費及び使用料が全国平均を著しく上回っている下水道の有収量、未償還企業債について対象となるということで、当組合につきましては現在それらの条件はクリアしてございませんので、対象となつてはございません。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） まず、総括的にこの平成11年度の予算において処理人口を代表としてどれだけの事業が進捗したのかということなのですけれども、人口面だけだと2.5%の増ということでしたけれども、その面整備以外にもどういったものが進捗したかについて、ありましたらお示しいただきたいと思えます。

あと、次に予算の関係なのですが、今回緊急経済対策があつて、それによって事業がふえて、ある程度予定よりも前倒して進捗しているという状況は下水の普及率ということに関しては非常に喜ばしい状況だと思うのですが、ただ今回単年度収支に絡めて、要はこの当組合が財政的にいいのか、悪いのかということで、組合の状況上、公債比率も出ませんし、そういった関係でなかなか財政状況がわかる

数値が出づらいということもございます。そういった意味で、今話題になっているところだと、特に一般会計においては国の方で企業会計の、いわゆるバランスシートの導入等で一定の基準を今示して、そういったものに対してソフトもおりてきているという状況もございますので、当組合としてもどういった形で導入できるかは今後の研究課題なのでしょうけれども、そういった財政状況がわかりやすい企業会計のいいところを取り入れるというご工夫もしていただくように、こちらはこれからのことでございますので、要望とさせていただきます。

続いて、借換債の件なのですが、再三いつも出ることなのですが、パーセンテージだと、今は借りても1%台ないしは2%前半ということで、金利が安くて、過去借りたのは5%、6%、7%と金利が高いということで、これは何とかならないかというような、普通の感覚では考えるところでございますけれども、その当時の社会状況をかながみて、逆に自分たちが預金を借りたときは、今金利が安くなったからといって、その当時借りた預金が下げられるということはありませんので、そういったことも考えると、しょうがないのかなという気もいたしますけれども、同じように国としてそういう経済対策等でそういったものが出てきたときには、滞りない対処していただければと思います。それも要望で結構でございます。

1点、その最初の処理人口以外でどういった事業がなされていたのかということについてだけお答えいただければと思います。

○議長（高橋信次君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

先ほど当初予算に対しまして補正予算が国の総合対策による補正分だということ以外につきましては、当初の内示につきましても、当初予定していなかった以上に内示がつきまして、6月で補正予算を対応させていただいております。それ以外に年度末におきまして下水道の方に整備基金の方の積立金を、構成市との協議によりまして積み立てを3月補正で行っておりますので、次にはこのような額になるかと思いません。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

○2番（山中基充君） 面整備以外に何か、実績があったかどうか。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 面整備につきましては、普及率が2.5%の増でございましたけれども、これ以外につきましては都市下水路の整備なのですが、大谷川のあの本線につきまして約45メートルですか、これを延伸の方は図っております。

それから、また浅羽野の大排水、これにつきましても浅羽野小学校から100メートル上流まで延伸をいたしました。これ以外につきましては、水処理センターの方でもって脱水機等、こういったものを繰り越し事業としまして新たに設置等やってきました。そういったものが新たに推進した内容でございます。

○議長（高橋信次君） ほかに。

7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 7番、塘永です。幾つか質疑します。

行政報告書の「はじめに」の冒頭で、政府はあらゆる分野の施策を総動員して、金融危機、経済不況の

克服に取り組んできた。同時に、税制など様々な構造改革に努めてきた。この結果、経済は民需の回復力がいまだ弱く、厳しい状況をなお脱していないものの、緩やかな改善が続いているというふうに述べております。このことに対し、日本共産党は、例えば税制について言えば、99年度の減税は最高税率の引き上げなど高額所得者に厚い減税となり、所得の再配分という税制度の根幹的な機能を奪い、後がないほどの史上最大規模の借金をするという政府の景気対策としてもひどいものであることを指摘してきたところがあります。私どもは、この公共事業がむだと浪費を徹底的に抑え、下水道事業はもとより、暮らしに密着した公共事業に切りかえる。中小商工業を支えるルールをつくるなどして社会保障と暮らしを予算の施策に据えて、消費税引き下げに道を開いて、国民の将来の不安を取り除いていく中で、国民の消費、購買力を高め、景気の回復を図るなどのことの主張してきたところであり、もしこうした経済の改革を起こして進めてきたならば、財政再建の展望も開け、こういった中で坂戸、鶴ヶ島下水道組合、本組合にあってもその平成11年度決算において受益者負担が対前年度比125%を超えているにもかかわらず、分担金及び負担金の合計はマイナスという決算状況にはならず、本組合下水道整備の推進が見られる社会経済を生み出すことができたと思うところであり、このことを申し上げた上で質疑します。

先ほどの全協の席で思ったのですが、言いそびれたものですから、お聞きしておきます。行政報告書2ページで、下から6行目、歳入決算額は52億5,603万8,000円で、前年度比18.6%の減となり、国庫補助金等の特定財源や下水道使用料を初めとする一般財源の確実な収入を得ることができたことと記載されておられるわけですが、この意味するところはこの18.6%の減となったことが喜ばしいということなのか、その意味するところをまず質疑しておきます。

次に、監査意見書7ページに下水道使用料、収入未済額について、前年度と比較して未済額が増額となっていることから、無断退去前に徴収できるよう努力されたいと指摘しているところであるわけですが、これが指摘に対し、具体的な検討をされたのか、退去前の徴収、このことについて具体的な検討がされているのか、あればどう対応されようとしているのか質問しておきます。

それから、歳出ですけれども、決算書20ページ、一般管理費の区分19のうち、研究会負担金の内容に係る質疑なのですが、一つは当組合下水道整備に当たって同和教育がなぜ必要なのか、いま一つは派遣研修としての社団法人、日本下水道協会関連の研修の中には、いわゆる業者も伴う宿泊の内容もあるのか質疑します。

次に、決算書32ページですけれども、都市下水路維持管理費、区分14の機械等借上料の主な内容について質疑します。

以上です。

○議長（高橋信次君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

まず、行政報告書の2ページの関係でございますが、歳入決算額が前年度よりも減になっているという書き出しの内容でございますけれども、これにつきましては事業自体につきましては現在まで石井水処理センターの建設、あるいは鶴ヶ丘ポンプ場の建設、こういうもの、それと主要幹線、幹線の延伸等やってきたわけございまして、事業規模としては当時の金額の前年度、あるいはその前の年から比べて決算額としては落ちておりますけれども、公共下水道費といたしましては国の補助金、あるいは特定財源、下水

道使用料、こういうものについては当初予定したとおり国の補助金がカットされたということと、先ほどお話ししましたように第2次補正予算によりまして、国の経済対策として追加補正がございました。そういう意味で、国の補助金、特定財源がカットされたということの意味でございます。

それから、研修会の負担金でございますけれども、同和研修の関係でございますが、これにつきましては坂戸市の方の依頼といたしますか、坂戸市とも共同いたしまして埼玉県の主催あるいは坂戸市の主催の同和研修の方に参加させていただいております。特に泊まりとか、そういうものの研修ではございませんので、内容的には以上のように、坂戸市と県主催の同和研修でございます。

それから、日本下水道事業団の研修の内容でございますけれども、これにつきましては下水道の維持管理関係の研修を戸田の日本下水道事業団の主催で実施してございます。これについては、管渠の設計工事、これに対しまして19日間職員が泊まりで参加してございます。

それと、もう一点は、維持管理講習、処理場の管理でございますけれども、これについて12日間、やはり1名参加で、内容的には以上です。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

使用料の未済額の増額ということで、無断退去前に徴収できるよう努力されたいということで、その後協議されているかということでございますが、これにつきましては水道企業団とあわせて、無断退去でございますので、事前に予告しないものですから、把握はできないのですけれども、極力大家さん、それから水道企業団さんといろいろ協議してということで、今後改めて徴収できるように努力したいと、こういうふうに思います。ご理解願いたいと思います。

○議長（高橋信次君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） 機械等借上料の主な内容ということでございますが、これにつきましては石井水処理センターの中の草を刈るということで、名称としましてはハンマーナイフモアという草刈り機が主なものでございます。あと、何件かセンター内で使うものがございます。これについての借上料でございます。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 行政報告書の記載文についてお聞きしたのですけれども、この文書でいくと、私どうしてもこの18.6%減が喜ばしいことだというような文章になっているのではないかというふうに思うのです。つまり歳入決算額は52億5,603万8,000円で、前年比が18.6%の減となりと、国庫補助金等の特定財源や下水道使用料を初めとする一般財源の確実な収入を得ることができたという文章になっているわけです。普通18.6%の減となったが云々という内容になるのではないかというふうに思うのです。細かいこと言うようですが、やっぱりこういう行政報告に載せる文章についてはいろんな意味にとれるような文章を極力避けるべきだというふうに思いますので、あえてお聞きしたわけです。

それから、無断退去前に徴収できる努力されたいという監査の意見が述べられているわけです。私どもが徴収については、実際に生活困窮者に対する問題、徴収との関係では区別して配慮していかなくてはな

らないと思いますけれども、いわゆる無断退去といった性格のものについては、やはり努力しなくてはいけないのではないかというふうに思うわけです。文章にこういうふうにできているものですから、具体的にどういうふうに、無断退去前に徴収するという方法はあるのかなという私ども疑問するわけですが、監査の意見としてこう述べられているわけですから、具体的に対応しているのかということでお聞きしたわけですが、今後検討するということです。くれぐれも生活困窮者に対する無理な徴収とか、そういう立場ではなくて、不当な無断退去的なものに対しては、やっぱりちゃんと徴収していくという態度で臨んでいただきたいというふうに思います。

研修会等負担金ですけれども、今生活に密着した公共事業、なかんずく下水道事業の進展を国民が強く望んでいるわけですが、指標となる生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差がどうかなどといったことは、同和研修との関係ですけれども、この周辺地域との格差、これはどうかといったようなことは、ここでは一々挙げませんが、部落問題の解決は最終の局面に到達しているという客観的な実情はだれもが認めるところだと思うのです。今必要なことは、部落と特別扱いする同和行政、同和教育を終結させて、部落排外主義をなくしていくこと、つまり人為的な差別の垣根をつくっていくということではないということだと思います。下水道事業に全体の奉仕者として努力してもらっている職員があえてここで同和教育を開催する理由、主義について全く理解できないことを申し述べておきたいと思います。

また、今日ますます本組合としても下水道事業の予算の確保、拡大とともに公債費が増大する中で、両市からの負担金の増額は言うに及ばず、国、県の補助金の増額、国への低利借りがえ制度の一日も早い実現といったことなどは切実なことだと思います。こうした要望を政府に反映させるとき、一つの方法として日本下水道協会の存在があるというふうに私は思います。私どもが心配するのは、宿泊の研修時などに職員と業者が同席して宴席などが行われていないかということであり、また、下水道協会の本来の役割がないがしろにされていないかということでもあります。市民は、公共事業の入札に関して厳正に執行されることを求めていることは改めて言うまでもないことなのですが、このことは業者間の談合疑惑の一扫を初め業者と職員との癒着、これを許さない、無駄をしないといったことを常に念頭に置いていただければならないことだと思うわけです。

そこで、再質疑なのですが、この下水道協会にかかわる研修参加に当たって、こころ宿泊のときの業者との同席、そういったことについて執行部はどのように考えておられるのか質疑しておきたいと思います。

それから、機械等借上げですけれども、草刈り機などが出されました。こういった草刈り機などは毎年こういった形での予算計上ではなくて、不用額などを活用して購入した方が効率的な運用が図られるのではないかとも思うのですが、今後はこういったこともきめ細かく検討して、予算編成時に対応していく必要がないか、併せて不用額の活用の考え方もあわせお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

日本下水道事業団あるいは日本下水道協会の研修の関係でございまして、先ほど申し上げました戸田への研修の関係につきましては全国から、各市町村から参加している研修の中の職員だけの研修でござ

ざいます。

それから、日本下水道協会の中でもいろいろ研修がございますけれども、一般の方の入る研修については欠席をさせてもらってやっておりますので、その辺は十分注意していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） お答えします。

機械等の借上げの関係で、草刈り機ということで先ほど申し上げましたが、これを買いますと、大体二、三百万のものということで解釈しております、大体年間の草刈り費用が60万円ぐらいでございますので、買えば5年ぐらいで償却できるということだと思っておりますけれども、3年ぐらいで機械自体は消耗してきますので、そうするとそういう保守点検、そういうものにお金がかかる。あと、それに対する人件費もかかると、そういうことを考慮して今回は、そういう形で重機をオペレーターつきで借りております。今までは、芝生の刈り上げとか芝生を刈る場合の機械については、そういうものにつきましてはそういうことも考慮いたしまして、組合で買まして職員がやっているというようなこともございます。今後につきましては、こういうものも考慮いたしまして、全体を見ましてお金をかけない方法を考えながら行いたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

ほかに。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。何点か質疑を行います。

最初に、5ページ、6ページでございますが、入西特定地区区画整理の都市整備公団の負担金についてです。この決算、平成11年度中には総額からの終末処理場事業における負担金3,284万4,560円ということが入っておりますが、決算年度ベースでどのぐらい入って、何%になるのかということをお聞きしたいと思っております。

次に、7ページ、8ページなのですが、先ほど来質疑には出ておりますけれども、不納欠損、特に収入未済額がことは非常にふえております。一つは、問題としては法第23条の減免措置については、これ以外にどういうふうに入納できない人に対する減免措置が平成11年度内に行われてきたかどうかということが一つ問題であろうかと思いますが、この点についてひとつお伺いしたいのと、下水道使用料が地域し尿処理施設使用料とあわせて、ここに8億1,000万計上されているわけですが、これに対する、消費税5%というふうには思いますが、消費税がどのぐらい転嫁されているのかということ一つは伺っておきたいというふうに思います。

次に、歳出の方に入ります。歳出では、15ページ、16ページなのですが、特に議長交際費は毎回指摘してまいりまして、既に今年度は非常に精査はされてきているとは思いますが、議会对策費などには支出しないというのが原則でございます。こうした支出はされていないと思っておりますが、その答弁と、その費用弁償につきまして今鶴ヶ島もオンブズマンなどから近隣における、いわゆる日当などは廃止すべきだという声が上がっておりますが、この問題については今年度、支出はされておりますけれども、どうい

方向で検討されてきたのかということでお伺いしておきたいというふうに思います。

並びに19、20ページなのですけれども、現在水洗便所として改造貸付基金を、利用率が高いということでふやして、額は40万ということで据え置かれています、限度額。これに対して、今普及が相当進んでおりまして、貸付金の額をふやしてほしいという声も出ているのですけれども、こういうことに対して当組合としてはどのように掌握して、検討されているのかということと質疑をしておきたいというふうに思います。

次に、21、22ページは、公共下水道の建設事業でございますが、先ほど質疑が出たのですけれども、私は平成14年度計画がつくられて、7カ年計画が現在進行中のわけです。平成14年度内の事業執行は、国の今言われた補正などで多分に進んではいると思うのですけれども、年度計画に対してどのように計画が進んだのかということが一つ。

それから、もう一つは、今面整備を普及しているわけですけれども、それに対しては引き込みがなかなか、三層分離槽をつくったばかりで、これを壊して下水道引きたくないとか、いろんな人がいらっやまして、またお金がないとか、いろいろありますけれども、加入状況が非常にまだ低いのではないかと思います。こうした加入状況についても伺っておきたいと思います。

あと、報告書の方に入りますけれども、行政報告書並びに予算でも当然組まれておりますが、入札状況が計上されております。この入札状況を見てみますと、当該議員のこの11ページでございますけれども、この当時に、ここに在籍されていた議員の中で神田測量事務所と、それから福田土木ですか、入札で、落札があったわけなのですが、一切書かれていないのです、私が見落としているかどうかわからないのですけれども、とにかく書かれていません。これどうなっているのでしょうか。この入札、落札状況というのは、非常に何回も指摘してきまして、当該議員の関係する企業が入札することは望ましくないということ、抵触する部分もあるということで指摘してきたのですが、その点について。

また、1社だけ入札しております。上田中組です。ここにつきましても、28ページに有限会社上田中組合ということで落札して、1,194万9,000円で落札されているわけですが、これもやはりいかに広域行政であるとはいえ、坂戸市からの予算の繰り入れ、鶴ヶ島からの予算の繰り入れで補っているわけですので、こうした点についても当下水道組合の入札の留意点としては問題が残るのではないかとこのように思います。答弁をいただいております。

また、オンブズマンからも指摘され、私も毎回質疑をしております。明電舎に対する随意契約が結構なお行われているわけです。この点について、なぜこのように指摘された業者も相変わらず入札に参加しているのかという、しかも落札しているのかと、しかも随意契約ということで問題になるのではないかとこのように思いますので、答弁をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（高橋信次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

まず、日本住宅都市基盤整備公団の負担金の関係でございますけれども、これにつきましては平成4年6月に公団の方と協定を提携いたしまして、今年度の平成11年度分のこの決算につきましては、汚泥の最終沈殿池の初沈の掻き寄機の関係を対象としております。石井水処理センターの初沈の掻き寄機関係の事業ですか、これらを対象としていまして、現在まで公団との協定におきましては26億293万8,000円の公団の負担ということで見ておりましたけれども、現在まで11年度末で公団からの収入でございますけれども、21億3,948万1,232円の住宅都市基盤整備公団の方から収入となっております。今後におきましても事業が、まだ協定期間が14年度までございます。その中で場内の整備関係、あるいはポンプ関係等が今後予想されますけれども、公団の方と協議して費用負担の方の契約を進めていきたいと思っております。

それから、交際費の関係でございますけれども、議長交際費につきましては内容的には議員研修視察の先進地のお礼といえますか、そのみでございます。

それから、それに伴う費用弁償の関係等でございますけれども、これについては現在日当については現行の条例にのっとって支給してございます。

それから、14年度までの計画ということで話がございましたけれども、ご承知のとおり認可期間が平成14年度までとなっております。先ほどご説明申し上げましたけれども、現在までの進捗率が約75%の進捗率でございまして、5カ年の整備の中からはいきますと、残り3年間でございますので、当初予定したよりも進捗率は、例えば鶴ヶ島の鉄道の東側でございますけれども、そこについてはほぼ13年度で完了するというので、当初予定していたよりも伸びてございます。

それから、入札の状況の関係でございますけれども、先ほど話された業者さんにつきましては特に11年度はございませんでした。とった業者というのですか、落札した業者はございません。

それから、先ほど、もう一点の業者の話でございますけれども、組合の方としては指名願を受ける時点で内容審査して、特に指名願の中で内容が入っておりますので、問題ないという解釈をしてございます。

それから、明電舎につきましても、特にうちの方は明電舎とは契約はしてございませんで、指名もしてはございません。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

使用料の減免でございますが、下水道条例の23条、同規則の13条に基づくものでございますが、使用料の減免申請が出た時点で審査をするということございまして、現在までございませんので、あった場合についてはそういう形で審査をさせていただくと。

2点目の消費税の関係でございますが、使用料に対する転嫁の消費税でございますが、総額で11年度は4,108万7,098円でございます。これは、公共下水道と地域し尿処理施設の下水道使用料金の消費税でござ

います。

それから、もう一点、水洗便所の貸付金の貸付額の現行の40万でございますが、10年度、11年度調べた範囲の中では大体改造した貸付額が平均すると30万程度なのです。ですから、例えばグレードの高い便器を使うとか、大きい敷地とか、そういった場合については50万とか、そういうふうになるのかなと思うのですが、一般の平均的には30万程度で改造ができるということで、現在の40万を特別何かあるような状態になれば、また検討しなくてはいけないかなと思いますが、今の増額ということについては、今現在は考えておりません。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質疑を行います。

まず、都市整備公団の負担につきましては、私も一般質問で出しておりますので、総合的な問題は抜きにするのですけれども、全体的に見まして9,800戸ということで当初計画がなされていましたが、実際には11事業所ぐらいの大手の企業も今凸版と幾社か来ていますけれども、それを含めての問題と、あと問題は坂戸の方のごみ処理施設があります。やはりそういうものも含めて終末処理場でのカウントがなされるというふうに私は考えられるのですが、そうしたものは今年度中までに、公団とは別に、一緒のものとは別のものともありますけれども、どういうふうに歳入がなされるのか、その点をちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

また、ここでちょっと答弁が、これは出ましたけれども、使用料についての申請が出ないから、一切減免はしていないのだということで、毎回これは答弁がなしと、減免申請なし、減免なしということで答弁がされるのですけれども、今不況の折から不納欠損になっている部分がすべて異動してなくなってしまう部分ではないのではないかとということと、収入未済額の中でも非常に生活困窮で下水道料金相談したいというような件数もあると思うのですが、こうした減免制度が周知徹底されていないと思うのです。一般の福祉では、結構国保税とか、さまざまな福祉では生活保護世帯無料化とか、いろんな制度がありますけれども、こういう項目立てと条例がありましても、利用できない減免制度というのでは、ないにひとしくなりますので、これをどう運用するかということについて両市長が管理者、副管理者でございますので、そういうところとの連携もあわせて、今後この不況の中でどう対策をとっていくか、これはやっぱり一つの大きな問題だと思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

また、消費税が4,100万円ほど掛けられているということですが、ほかの市町村でも消費税を減免しているところもあるとまだ思うのですけれども、記憶では、ほかのこうした組合や市町村で減免しているところがあるかどうかについて一つはお尋ねしておきたいと思います。

また、今後国の方針では10%、20%ということもありまして、これも消費税のことで一般質問は出しておりますけれども、そうしたことでの半分減免というところもありますので、消費税の半分減免なども考えているのかということでお尋ねしておきたいと思います。

次に、歳出の方ですけれども、これはオンブズマンから出されております費用弁償の問題については確かに現在条例が存在しておりまして、条例にのっとって費用弁償支出しているわけです。旅費、費用弁償

については、そういう形態になっておりますが、今後とも執行部と相談していただいて、議員は歳費をいただいています。広域行政も本当に少ない議会、多い議会ありますけれども、この当該議会は本当に年4日開かれるという議会なので、そうした費用弁償についても削除していけるような方向で取り組む必要があるのではないかというふうに思いますので、検討をお願いしたいというふうに思います。

水洗便所貸付金については割愛します。

答弁が出なかった問題は、平成14年度の事業計画に対しては前進しているということですが、私もう一つ、面整備に対する普及、面整備をしても加入できない、しない世帯があるということで、普及がどうなっているかということが大きなやっぱり懸案事項だと思います。特にここでつけ加えなければならないのが、やはり入西の特定公団の中でも9,800戸に対して、わずかまだ300戸ということで、今後この不況の中で下水道のこうした終末処理とか、いろんな配備を資金を投入しても本当に人口が張りついて、それを利用できるかどうかということも今後の開発では想定されるころまで来たので、この問題をちょっと質疑をしているわけなのですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

最後に、この行政報告書の入札の問題です。兼職禁止の問題では、私もこの前調べて一般質問いたしました。これ平成11年度のものなのですが、11年1月8日まで調べて、あとは調べていないのですが、5月19日か、このころまで調べてあります。前神田議員が所属する神田測量さんは3回入札に参加して1回落札、福田議員が8回入札に参加ということです。上田中議員は10回参加、1回落札ということで、上田中さんのはありますけれども、神田測量さんの平成11年5月19日のは、見落としたせいが入っていないのです。やっぱりこれは、こういう地方自治体が負担する経費について、それに関係する、たとえば、社長は大体おりののですけれども、社長はおりにいても、それに準ずる社員という明記のもとに法律で、判例でこれが、詳しくはもう一般も出ていますので、申し上げませんが、これは抵触するということが出ています。この議員ではなくても、坂戸、鶴ヶ島で経費を負担するわけですから、こうした広域行政についてもそれが該当するのだということが明記されていますけれども、相変わらずこういう入札に参画する、落札しなくても参画しているというのがたびたびあるということは、やっぱり大きな問題で、市民の大切な税金で入札を発注して行うわけですから、こういう点は精査していく必要があると思います。幸い執行部もかわりましたので、ぜひこうした点については精査をお願いしたいと思いますので、もう一度ご答弁をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） 休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（高橋信次君） 再開いたします。

池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） お答えをいたします。

初めの公団負担の関係で、どのように歳入がされているかということでございますけれども、公団の関係につきましては、入西開発地内につきましてはあの中での公共下水道の管工事、それからあと地区外の方へ搬出するためのポンプ場と、それから圧送管の方の工事がございまして、これらにつきましては国の補助金と、それから組合の方につきましては起債をするのですが、臨特債の方で交付税の中だと100%算入、あとは公団の負担というふうな形で今日まで、先ほど担当の方から金額の方がございましたとおり、歳入になっておりまして、なお別に処理場の方につきましても、きょうのまた答弁の中で詳しく申し上げますけれども、総額26億ですか、こういった分につきましては逐次計画決定あるいは事業認可のものと支援対策のもの、これらがそれぞれ毎年協議しながら、その金額の方は入っております。

次に、収入済みの中で減免制度についての周知徹底と運用の方の関係でございまして、これにつきましては、規定上は公益上あるいは特別の理由がある場合に減免というふうなことになっております。現在のところ、減免につきましては住宅を新築中とか、あるいは漏水があった場合に、水道については実質的に使っておりますけれども、下水の方は実質的には使わないといった場合、こういったものについては多少過去に該当があったようでございますが、当面私どもの方については使用料をもってこの維持管理費等について出していかななくてはならないというふうな観点から、特別減免については余りしないような方向でもって来ておりますが、今後いろいろと社会の状況に応じて、この規定される条例の中の規定される文言で、理由があれば検討してまいりたいというふう考えております。

次に、消費税の方の関係でございます。消費税につきましては、県内の公共下水道関係について調査したのですが、減免についてやっているところはないようでございます。しかしながら、3%から5%のところへ、引き上げについてしないところが1カ所ございました。そういうことで、当面につきましては、私の方も課税団体ということでございますので、現行のままやっていきたいというふう考えております。

次に、面整備の方の新市街地の方の関係でございまして、入西につきましては9,800というのは、人口が9,800人でございます。そういうことで、戸数につきましては2,400戸程度かと思っております。現在のところ、入居者が三百四、五十戸ということで、普及につきましてはその戸数で割りますと12%程度、そういった普及になっておりまして、今後公団の方の普及、土地利用と建物関係の促進が15年度までについてされると思っておりますので、そうなった場合には普及率も高まってくるのではないかとこのように考えております。

最後に入札の関係ですが、たしか議員さんに6月ですか、お答えの方を申し上げているのですが、11年度中については指名と、入札については両社ともありましたけれども、落札については記載のとおりいたしておりませんので、ご理解願いたいと思っております。

なお、もう一名につきましては、当組合の方ではございませんし、指名参加につきましても本人が地方自治法の92条の2項に規定する兼業禁止の方には該当しませんので、問題ないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村です。1点、最後にもう一回質疑をしておきたいと思っております。

懸案の事項で入札の問題については、抵触していないと言わないと確かに談合というか、それを認めた

り、あるいは兼職禁止の規定に抵触していると言ったなら問題に当局もなると思うので、なかなか答弁自体は出ないと思いますが、これはもう確かな判例もありますし、今は倫理条例が各地でつくられております。いわゆる自分が議員であれば、夫とか、あるいは子供が会社の長である場合には、やはりモラルの問題で禁止するという条例も大宮市ではつくられました。ほかの市でもたくさん今つくられてきているわけです。そういう、はっきり言って、もう私も会社の登録のあれもとりましたけれども、神田議員の場合は奥様がやっていて、自分が測量の技師の免許を持っているというのも全部調べましたので、免許持っている人は主たる人です。そういう主たる人が、奥さんが社長でやっても、やはり中心になるということは事実なので、たとえば広域行政で、今はこの組合の議員ではありませんけれども、その判例もあるわけです。坂戸市からの予算をここにすぎ込むと、あるいは鶴ヶ島からの予算をすぎ込んでいけば、それと同じように制限されるというふうに出ておりますので、やはりきちっと精査していくということは必要だと思います。それでやっていけないようだったら、やはり重大な問題ではないかというふうに思いますので、指摘しておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） ほかに。

11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 11番、中島です。決算につきまして、何点か質問をさせていただきます。

最初に、歳入であります。10ページの関係でございますが、財産売払収入、財産収入の件であります。この多くは、土地売払収入2億897万8,000円ということになっておりますけれども、大きな額でございますので、説明は飯盛川拡幅に伴うというお話がありましたが、これにつきまして財産売り払いの場所、面積、単価、またこれを売り払うに必要な経緯、これらについてご質問をさせていただきます。

第2点目、決算の歳入の11ページであります。組合債の関係であります。決算におきまして、組合債につきましては5億470万円という収入済みの決算になっております。予算に占める割合は9.6%であります。実際に毎年このような多額な起債を起すということでありまして、別表に11年度末の公債費残高につきましては185億2,852万6,000円という状況になっております。したがって、この決算上の組合債の決算額はこの5年間の間に11年度につきましてはどういうふうな状況にあったのか質問をさせていただきます。

次に、歳出であります。決算書の22ページであります。このうち、13委託料につきまして公共下水道設計業務委託料1億1,979万8,700円という結果になっております。下水道の管渠の設計につきましては、年々事業の拡大によって大きな額を示しているということでありまして、行政報告の21ページにおきまして17カ所の設計委託をしているということでありまして、問題は、こういう大きなそれぞれの設計委託した場合に、設計の成果品、つまり設計書につきまして、これをどのようにチェックして正しい仕様書どおりの設計であるかどうかということをきちっと実施していきませんと重大な問題も起こることもありますので、設計成果品につきましてどのようなチェックをしていたのか、この点についてお尋ねを申し上げたいと思います。

4番目に、決算書の26ページであります。26ページには、両地区の、北坂戸及び石井の水処理場の業務委託が決算に示し、4億4,195万9,459円という決算額になっております。非常にこれは水処理場の業務委

託が主なもの、一番多くあるわけでありませうけれども、この額が委託運営に要する決算額でありますけれども、これにつきまして両委託について実際に検査、確認、あるいは現場巡視等についてどのような契約書に基づく委託業務のチェックをしてきたか、この点についてお尋ね申し上げます。といたしますのは、この水処理場の関係で改修工事が約1億あります。やはり正常な業務委託と事故によりませう業務委託によって改修工事をしなければならないという事態があると大変なことでありますから、これに関連いたしまして、運營業務の4億円の内容についてどのように日常業務委託に関して検査、確認、あるいは承認等の行為をしてきたか、その点をお尋ね申し上げます。

5番目に、公債費の問題であります。34ページに公債費の決算額につきましては14億9,549万7,000円ということであります。つまり、平成11年度におきましては、総体の予算の31.2%を借金返しをしなければならない、こういう大きな問題でありました。この点については、行政報告の表にもはっきりと明示してあります。かつては、昭和40年当時にこの下水道組合をつくる前に住宅公団の建設、あるいは鶴ヶ島、坂戸地区の人口増という問題がありまして、大きな施設をつくった場合に相当借金を抱えなければならない、先行投資をしなければならない。しかしながら、人口が増加すれば、下水道の使用料も増加して、そして大きな投資があるのですけれども、最終的には相当採算もとれるようになるというふうな構想があつて始まつたことでありますけれども、今日は185億に及ぶ大きな公債費という状況になっております。したがひまして、この問題について10年度末の、結果的には5億ほど借金返しをしておりますけれども、この表でいきますとほとんど年度末の借入額変わらないという状況であります。したがひまして、これについての見解、考え方をお示しいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋信次君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

まず、飯盛川の拡幅に伴う土地の売払収入の関係でございますが、場所につきましては石井水処理センターの敷地でございます。坂戸市の総合グラウンドの北側の石井処理場用地の中でございます。飯盛川の1級河川の拡幅事業ということで平成10年度から、県の方から、飯能土木事務所でございますけれども、お話がありまして協議してきたところでございます。その中で、面積といたしましては4,151.15平方メートル、単価で5万100円でございます。総額で2億797万2,615円、これに物件の移転補償が100万5,385円、足しまして2億897万8,000円ということで財産の売り払いを行つております。

それから、歳入のうちの組合債の関係でございますけれども、平成7年から平成11年までの組合債の状況でございますけれども、決算の数字から申し上げますと平成7年度が16億8,870万円、8年度が5億6,330万円、9年度が2億7,210万円、10年度が8億5,900万円、11年度が5億400万円の過去5年間の推移でございます。この状況を見ますと、先ほども話しましたように平成2年から7年にかけて石井水処理センターの建設がございました。その後平成9年以降につきましては、鶴ヶ丘のポンプ場の建設がございました。これらによって一律変動はしてまいりませう。そのような推移につきましては、以上のような状況でございます。

それから、最後の公債費でございますけれども、公債費につきましては年々増加の一途をたどつておりますけれども、返済につきましては毎年、先ほどもちょっとお話が出ましたけれども、一応公債費の元利

償還金につきましては現在交付税の対象になってございます。算入といたしましては、元利償還の50%を交付税の算入対象となっております。現在まで工事をしてきた中での義務費ということで、今後、先ほども話しましたが、借りかえとか、あるいはそういう期間の延長とか、そういうものを要望しておりますけれども、事業執行の、現時点においては事業の投資的段階でございますので、普及率を上げるということもありまして、この額はやむを得ないものではないかと思っております。

以上です。

○議長（高橋信次君） 大山建設課長、答弁。

○建設課長（大山正廣君） 22ページの委託料についてお答え申し上げます。

この委託料の設計業務委託につきましては、業務委託が終わりましたならば、完成届受理前に担当課におきまして設計書、特記仕様書に基づく成果品の提出があるかどうか、それをまず確認いたします。すべてのものが提出されたならば、設計書におきましては計数的に正しいか、また管路の勾配、深さ、管径等が設計指針に基づいて作成されているか等を確認いたします。

また、最終汚水ます設置申請書を添付するよう義務づけておるわけですが、そういったものが添付されているかどうか、そういったものを確認いたしまして、不備がなければ完成届を受理しまして、完成検査となります。

また、完成検査におきましても同様な検査を受けておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） 決算書26ページの委託料の関係でございますが処理場維持管理業務委託料の、特に各センターの運転操作業務委託の内容だと思っておりますので、それについてご説明申し上げます。

保守管理作業につきましては、大きく分けて日常作業、月次作業、年次作業等ございまして、センターにおきましては一日一日が検査という形で考えております。ですので、運転操作の監視業務、あるいは巡視したときの点検記録、それを毎日毎日、一応検査をして問題がなかったかどうかをチェックしてございます。

あと、基本的に、先ほどありました改修工事等の関係ということでございますが、基本的にはそういう巡視点検等を行いまして、異音だとか雨漏りだとか、そういうところが発見された時点で職員が確認し、それを改修するかどうかを判断し、予算に計上すると、あるいは緊急に修繕するというような形で現在は進んでおります。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 一通りの答弁いただきましてありがとうございます。要望含めまして再質疑をさせていただきます。

最初に、組合債の関係であります。組合債のこの5年間の償還の額等についてご答弁をいただきました。今後のこの償還についても、平成11年度5億400万、同様な償還をしなければならないというふうに答弁

においてうかがわれるのであります。これに関連しまして、最後に30%に及ぶ起債の算入と償還の関連でお答えをいただいたわけでありまして、そのうち、一緒に申し上げますが、一つには償還金については50%が交付税の算入対象となりますという補てん措置の答弁がありました。しからば、11年度の償還について50%の交付税算入の対象となるということでありまして、その対象となった金額は幾らだったのか、その点を2回目の質問としてお尋ねを申し上げたいと思う次第でございます。

それから、2番目に設計の問題であります。設計の関係については、設計書の確認と計数の検査、勾配の検査を行うということでありまして、これらの設計書の委託業務についての検査のマニュアルはできているのか、いないのか、といいますのは、今の答弁ですと現場検査というのがないわけです。つまり設計については、現場を確認して、そして設計書をつくるわけですから、その現場検査、現場の数量が正しいか、正しくないかを検査することが極めて大事ではなかろうかと思いますが、マニュアルはあるのか、現場検査はないのか、その点と、もう一つは下水道の管渠設計に当たっては、最近においては非常にコンピューターによる仕事が増加しております。標準の縦断図、横断図、管渠の埋設設計書、人孔の関係の図面等においてもコンピューターでどんどん図化してできる時代に入ってきたと私は思うのです。そうしますと、設計に関する入札を行う場合の予定単価も、そういうふうに機械処理が相当できますから、かなり予定価格も引き下げることが可能ではないかというふうに私思うのであります。そういう意味で、平成11年度において設計について入札の予定単価の引き下げ等の組むなり努力をしたのかどうか、設計額が極めて多いものですから、そういうことで節約を相当図れる可能性があるという理由で入札の予定価格の引き下げ等について検討したのかどうか、その点に関連でお尋ね申し上げます。

4番目に水処理センターの業務委託の関係でありますけれども、毎日の業務が契約事項の遂行という観点から毎日確認、チェックしているということでありまして、それについて、それぞれ箇所箇所でごみの流入、前処理の段階の数量、あるいは運転中のモーターの状況、あるいは段階段階の水質のチェック、薬品投入の数量、放流水質の検査、あるいは職員の勤務状況等施設の維持管理に関する事項について、それぞれ厳しいチェックをしながら業務委託の連携を図っていくということが私は求められてきていると思えます。したがって、業務委託の遂行中にこれらのチェックと帳簿の備えや、その処理が適切に行われていたのかどうか、その点を2回目の質問とさせていただきます。

○議長（高橋信次君） 休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋信次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

先ほどの中島議員さんの関係でございまして、交付税の算入の割合の関係につきましてご答弁させてい

たきます。

交付税の算入額に対する需要額につきましては、公債費の償還金を含めて平成11年度の坂戸市の負担金約15億円ございます。15億688万1,000円でございますけれども、これの約49%に当たる相当分を算入額として見込んでいるということで伺っております。

○議長（高橋信次君） 大山建設課長、答弁。

○建設課長（大山正廣君） 委託料の関係でマニュアルの関係でございますけれども、このマニュアルにつきましては下水道施設設計指針に基づきましてチェックを行っている状況でございます。

次の現場検査がないという内容でございますけれども、担当レベルにおきましては法線、延長、高さ等現地で打ち合わせを行っているような状況でございます。今後におきましては現地調査も含めましてチェックのあり方について検討してまいり、その方向を生かしたいと思っております。

次のコンピューターによるもので増加等ふえて、予定価格等引き下げられないかという内容でございますけれども、一応積算に当たりましては県の積算基準に基づきましてこの業務委託の設計単価を出しているところでございます。今後、少しでもこの委託が安くできますよう検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋信次君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） 業務委託のチェックの状況ということでございますが、今まで各センターにおきましては20年近く同じような方法で行っておりまして、問題等ございませんでした。また、現在組合の職員も20年以上の経験者を配置しておりまして、問題のないよう対処してございます。今後につきましても、今まで以上にチェック体制を強化し、進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋信次君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） ありがとうございます。最初に、公債費の関係でありますけれども、算入の状況について15億円の49%が算入額であるという答弁をいただきまして、それらの措置がされているということとあります。約7億円ぐらいい補てんされているというふうに思います。それにいたしましても、今後、いわゆる公債費、いわゆる借金返しについて31%という大きな額で大変なことであります。坂戸市の11年度の一般会計予算におきましても、公債費の償還する比率につきましては大体18%という状況でありまして、これが下水道組合におきましては31%ということは大変なことだと私は考えております。せめて15%ぐらいで予算編成ができれば好ましいなど、こんなふう思うわけでございます。今後こういうことについてぜひ一般経費等もできるだけ節約して、いい財政運営を図れるように、そうでありませんと、ずっと30%も公債費が続くということになりますと、今後下水道事業についても本当に大変な市の負担ということで、拡大はおろか、減らさなければならないというふうに事態が起きるというふうなことを懸念いたしまして、今後のなお一層のご努力を願うものであります。

歳出の下水道の関係の設計の検査につきましては、ただいま課長の方からお話がありました。指針に基づいて現地で打ち合わせをするということとあります。やはりこれは、設計図書については成果品として図書に出てくるわけではありますが、一応検査ということで、その数量について現地検査も必ず行わなければなりません。そのために、しっかりとした成果品の検査マニュアルというものをきちっとつくって、間

違いのないようにすべきであるというふうに思うわけでありまして、なお一層のご努力を願いたいと思うのであります。といいますのは、この設計の関係におきまして17カ所、そしてそれぞれの費用におきましても、この行政報告書にもありますように1本の設計費が、例えば例を挙げますと、五味ヶ谷地内におきましても1,081万5,000円、同じく上広谷で1,131万円、それぞれ業者が請け負って設計をしているということでもありますから、これは厳しく検査体制で臨むことがなお必要であると。そして、このようなことについて、入札の関係について予定価格等の引き下げについては今後十分検討したいということでもあります。この設計関係においては、下水道の管渠の設計は毎年同じような設計図書実施の方法というのが相当共通点があるのではないかと、七、八割はあるのではないかと。そうなりますと、さらには加えますと、コンピューターで図化する、あるいは機械によっていろいろ図化するというふうな作業が相当最近は多くなってきております。そんな面で、私はいま少し工夫すれば、この予定価格についても2割や3割ぐらいは再検討して減額できることも可能ではなかろうかと、こんなふうな考え方を持つものであります。そういう意味で検討するということでもありますので、この額が毎年大きな額を占めておりますので、ご検討を強く求める次第でございます。

最後に、この現場運営のことで20年近くやっているから、問題ないと。それは、それぞれのご努力ということで評価を私はいたします。ただ、北坂戸一処理場だけではなくて、今度は石井の水処理もできた、そしてこれらの委託料が4億4,000万にも及んでいるということでもあります。したがって、やはり今後においてそれらのチェック体制をさらに強化する、検査段階も強化する、そういうことが今後の事故の起きない、間違いの起きないような今段階に入っているのではないかと、こういうふうに私は思うものであります。したがって、書類による検査体制、そしてそれぞれの現場の監視による検査体制、こういうものをきちっと書類に整理して、そして間違いのないよう対応していく、それが大事な段階になっていると、こんなふうに思う次第でございます。そういう意味で、これらについても大いに今後ご検討いただくように要望し、終わります。

○議長（高橋信次君） ほかに。

12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） 榊原京子です。少し、幾つか委託費について質問させていただきます。

歳入歳出決算書の25ページ、26ページですが、その13の委託料で処理場維持管理等業務委託料、それからその一つ置いて下の水質汚泥分析等業務委託料についてお聞きします。

この委託料については、中島議員さんの方からもいろんな今質問があって、ご答弁があったわけですが、私もここについて少しお尋ねしたいと思います。6月10日の新聞報道で、もうご存じかと思いますが、飯能市の市浄化センターで必要な処理がされない汚水が流され、高麗川で魚が死ぬ等の被害があったという記事を見ました。それで、このことについて書類送検されたという記事があったわけですが、やはりこういう何かが起こったときの危機管理体制というのが必要だと思います。それで、先ほどのご答弁の中で、20年以上の経験がある職員が担当しているということで、今までなかったということですが、人が入れかわるということも可能性としては十分考えられるし、そのチェック機能についてお尋ねいたします。

それから、水質汚泥分析業務等委託料ですが、今非常に市民の中でも敏感になっておりますダイオキシ

ンについて調査をなさっていらっしゃるのかどうか、そのことについてお願いいたします。

○議長（高橋信次君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） 飯能の浄化センターで起きた事故につきましては、処理水の滅菌用の次亜塩素ソーダが大量に川に出たために魚が死んだということでございます。当組合におきましては、最終的なチェックといたしまして残留塩素濃度計を設置してございます。それにつきましては、リアルタイムで中央操作盤の方に現状の濃度が出てくるという形をとっておりまして、ある程度の濃度になりますと自動的に注入ポンプが切れるというような形で行ってございます。

あと、ダイオキシンの関係でございますが、これにつきましては行政報告書の46ページに焼却炉排ガス測定という形で載せてございます。平成10年12月1日から大気汚染防止法が変わりまして、焼却炉から出る排ガスが規制されました。昭和14年の11月30日までは規制基準が80ナノグラムTEQという形になってございます。これが平成14年の12月1日からは10ナノグラムという形で厳しくなるわけでございます。それに対しまして、現状のガスにつきましてはダイオキシン類としまして0.012ナノグラムTEQパーノルマル立米ということとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） 大気の方は測定なさっているということですが、汚泥については検査は行われているのでしょうか。そのことと、あともう一つ、行政報告書の14ページなのですが、14ページのDのところ職員の勤務状況についてという報告があるのですが、病気休暇の1人当たりの平均日数というのがすごく73日が多いかなと思うのですが、健康管理についてはぜひ十分な配慮をしていただきたいと思います。これは要望です。

では、一つお願いいたします。

○議長（高橋信次君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） 汚泥の分析に関しましても、分析については行ってございます。これにつきましても、すべて基準については以下になってございます。

以上です。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

ほかに。

3番、田原教善議員。

○3番（田原教善君） 3番、田原教善です。一、二点、細かいところかもしれませんが、質疑があります。

審査意見書の7ページをちょっと見ていただきたいと思います。地域し尿処理施設使用料収入状況とありますが、西坂戸団地も鶴舞団地も実際の運用管理は下水道組合さんの方に移管されておりますし、この収入未済額が6月末現在では15万6,400円というふうにここに記載されております。例えば本日9月27日には、数字がどのように動いているのかというのが一つと、それからこの収入元というのですか、収入先、どこからこれが数字が動いてくるのか、それを示していただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

地域し尿処理施設の使用料の関係でございますが、8月31日現在で未済については25万3,000円が収納になっております。

それから、あと一点、確認ですか、これは。

○3番（田原教善君） どこからその収入元は入っているのですかということです。

○業務課長（浅見邦男君） 収入元ですか。

○3番（田原教善君） はい。

○業務課長（浅見邦男君） 失礼しました。これは、補てんの方については、坂戸市が西坂戸の地域処理施設については、料金収入以外については坂戸市から補てんを受けております。

○議長（高橋信次君） 3番、田原教善議員。

○3番（田原教善君） そうしますと、本当に細かいのですけれども、鶴舞の場合1,200円というのは、やはり坂戸市から来るのですか、それを聞いているのです。

○議長（高橋信次君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

この7ページの収入未済額でございますが、これはまだ現在も未納になっております。1件でございます。これは、転出先調べてあるのですけれども、所在がわからず、調整がとれないということで、これは5年間徴収をする権利がございますので、したいわけなのですが、今のところ、徴収のあて名がというか、追跡ができないような状態でございます。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

○3番（田原教善君） はい。

○議長（高橋信次君） ほかに。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君） 以上で平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の者の討論を求めます。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、日本共産党を代表し、否認定の立場で討論を行います。

下水道組合は、一部事務組合として公共下水道、都市下水路の普及を担い、両市の災害や公害のない文化都市のまちづくりを目指して、石井終末処理場が完成してからは普及率も全国平均に近づきつつあります。事業そのものは、市民生活に直結する必要な事業であることは当然のことですが、今日の長引く不況、市民生活が大変厳しいときに、ひとり暮らしの人が増加し、特に高齢化する中での下水道事業としてどう

市民に貢献するかということが問われていると思います。社会情勢を反映して、決算では不納欠損317件、78万2,560円、収入未済額は4,531万6,903円に上り、特に下水道使用料は前年より862万7,750円の増加であります。収入の確保に一層の努力を望むとの監査委員からの報告もございます。そして、下水道条例第23条の使用料の減免制度がほとんど行われていません。今や福祉の面では、介護保険で大幅に後退したとはいえ、国保税やほかの福祉の面では減免が行われています。広域行政で市民の目の届きにくい下水道事業ということで減免がされていないということは問題ではないでしょうか。平成9年、下水道料金の値上げと同時に下水道への消費税の導入がされました。今年度は4,108万7,008円です。食料品の非課税とあわせて命に直結する部分への消費税導入はやめるべきです。特に公共料金に転嫁すべきではないと思います。

職員研修では、職員同和教育研修を5日間、38人行っていますが、国の同対法が終了した後も、たとえば埼玉県や坂戸市とはいえ、この一団体の行う同和教育を各市町が行っているわけですから、こうした同和教育に参加することは逆差別を招きかねません。同対法が終了した後も税の支出をすることは避けるべきです。

特に問題なのは、当組合の議員であった福田、神田両議員が勤務する会社の入札の問題です。私の調査では、平成11年5月19日、1,030万で神田測量設計が落札、株式会社福田土木は8回以上に及ぶ入札に参加しています。また、上田中組は10回入札、平成11年10月25日、1,120万円で落札するなど、議員の兼職禁止規定にも抵触するとの判例も出ている事件がたびたび行われています。権力を利用して議員が有利に仕事を入手し、利益を得ることなどとてもないことです。何回も指摘してきましたが、いまだに改正されないのは問題だと思います。

最後に、バブルが崩壊した後も調整地域を市街化区域に繰り入れて行う区画整理による基盤整備がまだまだ続いていることです。今年度については、直接組合の負担はほとんどないとはいえ、入西特定地区区画整理事業への下水道布設については現在の入居者が300戸と少なく、工場誘致も50%程度です。こうした形での大規模開発に国の補助金と組合の借入れ等含め、下水道事業費、全額で28億6,800万円近くを投入するということです。固定資産で都市計画税を長い間支払い続けた市民、旧市街地への対応のおくれは否めません。国の大企業優先、大型開発の補助金を投入する事業、地方自治体がこのまま容認していくことは地方財政の危機、ひいては市民に対する多大な悪影響を及ぼすことになります。

以上を指摘して反対の討論といたします。

○議長（高橋信次君） 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

5番、山田吉徳議員。

○5番（山田吉徳君） 議案第9号 平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

下水道は、生活環境の向上、公害及び災害の防止等を目的とする最も重要な社会資本の一つであり、その整備が重点的になされることが急務となっております。現在我が国の経済は、景気動向にわずかながら明るい兆しが見えてきたとはいえ、長引く不況からいまだ脱却できない状況にあります。そのような中、十分な歳入の得られない国や地方公共団体を取り巻く財政状況も依然として厳しいものがありますが、本組合においては常に健全財政を堅持しつつ、計画的に事業が進展しておりますことを私は評価したいと思います。平成11年度の事業実績を見ますと、公共下水道関係では管渠事業として坂戸市、鶴ヶ島市の

整備計画区内の主要幹線及び面整備を進めて、処理区域の拡大に努力されました。また、平成10年度から11年度にかけて施行されました鶴ヶ島市大字五味ヶ谷地内の鶴ヶ丘ポンプ場の機械電気設備工事が完了いたしました。都市下水路関係では、大谷川都市下水路の築造工事を前年度に引き続き実施されました。さらに、維持管理関係につきましては、施設の改修工事的確に実施され、維持管理の充実が図られました。

一方、これらの事業の財源となる歳入につきましても国庫補助金、起債、下水道使用料等の確実な収入を得て、構成市からの負担を最小限にとどめる配慮と努力がなされております。

以上、申しあげましたように、各施策が適正に執行されていることを高く評価し、本案に対する私の賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（高橋信次君） ほかに。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高橋信次君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋信次君） 日程第5、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件（議案第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第10号 平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,357万円を増額し、歳入歳出予算の総額を45億4,597万円にしようとするものであります。その主な内容を申し上げますと、公共下水道事業につきましては、私道対策下水道布設工事に当たり、当初の予定以上の申請があり、さらなる普及促進のため、その費用について追加計上することといたしました。

また、都市下水路事業につきましては、圏央道に関連する大谷川都市下水路築造工事に当たり、東武鉄道株式会社との協議に基づいて設計業務委託料に所要額を追加計上することといたしました。その財源といたしましては、構成市との協議により繰越金を充て、収支の均衡を図った次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋信次君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村です。質疑を行います。

6ページの都市下水路建設につきまして、一つはこの都市下水路の設計業務を行ってから、東武と話し合っ、いずれにしても東武に委託するというので協議がまとまったというお話を伺っておりますけれども、この東武に委託する場合に、やはり鉄道というのは利益を得る会社ですので、区画整理とか、いろんなものをつくるときに一定度予算を分担していただくというようなこともあるわけなのですが、今回は東武との交渉はどういう交渉内容で行われたのかというのが一つです。

もう一つは、線路を挟んで非常にここは水の流れる地域といいますか、農地がずっと続いてきた、昔からの水が流れる地域だと思うのです。非常に都市下水路としての水量も多いときもあるのではないかと思います。何年に一度かの大雨というのでは、この前も非常に大変だったわけですが、下水管というのはどのぐらいの量、どういうふう設計をしていくというような予定であるのか、そうした不測の事態にこたえられるかどうかということについて伺っておきます。

以上です。

○議長（高橋信次君） 大山建設課長、答弁。

○建設課長（大山正廣君） お答えいたします。

東武鉄道との協議の概要でございますけれども、東武鉄道、現在におきましては橋梁型になっておりまして、大谷川が流れております。その部分につきましてボックスカルバートに布設がえする、そういった内容で協議がまとまりました。その大きさにつきましては、内面が5メートル20、高さが1メートル70、この断面のボックスカルバートを布設しようとするものでございます。

なお、深さにつきましては、軌道のところから約2メートル55と下がったところがボックスカルバートの天端となります。そういったことで協議がまとまりましたので、この詳細について設計をするという内容でございます。

また、この予算の関係でございますけれども、原因者が下水道組合ということで、うちの方で設計委託料を負担するという形になっております。

2点目の水量が多いときでございますけれども、この工事に当たりましては圏央道本線と同時な工事となる考えでおります。そういったことから、全体を含めたこの圏央道工事、また東武東上線下だけでなく、上下流、大谷川の都市下水路、そういったものを考慮しながら水に対しては対処していきたいと、そういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質疑を行います。

ただいまご答弁いただいたわけですが、そうしますと今回の費用は設計費用、これは全額持つと、工事費についても協議の結果、全額持つということになるのでしょうか。少しは持っていただく方向での交渉はできなかったのかどうかということで一つはお尋ねします。

また、私も余りこの土木関係の5メートル20の内面、高さ1メートル70で、これが吐き切れるのかどう

かという容量わからないのですけれども、今通常の雨量の設計基準で大体下水道やられているようです、通常の5年に1度の雨量ぐらいで。そうしますと、大雨が降った場合には、もしかしたら厳しい、吐けないということもあり得るかなという心配もするわけなのですが、ボックスカルバートということなので、上はあいているのでしたか、ボックスカルバートだから、閉まっているのでしたか、そこのところで、やはり閉まっているとなると上を越すとか、いろんな問題も発生しますので、もう一度その辺の答弁をいただいております。

○議長（高橋信次君） 大山建設課長、答弁。

○建設課長（大山正廣君） 工事費の東武との支出の関係でございますけれども、やはり先ほど申しましたように、現段階では煮詰まっておりますが、工事費についても原因者、下水道組合ということで下水道の負担になると考えております。

また、この水量の関係、大きい断面と言いますが、現在の水路断面が幅が約3メートル、深さにつきましては約5メートルほどございます。その5メートルにつきましては、軌道敷までの高さでございますので、現在の断面については工事中においても確保するという事を考えております。また、若葉寄りの約七、八十メートルのところに水路が一つあります。それについては、そのまま通すような考えで工事は進めたいと考えております。

なお、詳細のその水の関係につきましても、先ほど申しましたように大宮国道等の協議をしまして、そういった問題の発生しないような方法を考えていきたいと思っております。

○議長（高橋信次君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再々質疑を行います。

多分5年に1度の基準ぐらい、10年に1度、この前の、たしか15年以上前に大雨が降ったときはもうどうしようもなかったわけだけれども、基準をきちっとお答え願いたいのです。それで、どのぐらいの雨に耐えられるのかの基準を設計しているかということ。前のは、何か今答弁を聞いたら幅3メートル、深さ5メートルという今までの水路だと。今度は、高さ1メートル70、内面5メートルと、これどっちが大きいのですか。何かちょっと素人が考えると、今答えた既存の方が大きいような気がするのですけれども、そんなことはないですか。

それと、若葉のところにもう一個排水路があるということで、それも当下水道組合が、残すというだけではなくて、あわせて工事をするのですか、その点だけ伺っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋信次君） 大山建設課長、答弁。

○建設課長（大山正廣君） 断面の大きさにつきましては、先ほど幅が3メートル、高さが約5メートルと申し上げましたけれども、その軌道敷までが5メートルございますので、有効断面としてはもっと小さくなるわけです。そういった関係で、現在よりも大きい断面が都市下水路の、先ほど言いましたボックスカルバート、幅が5メートル20、深さが1メートル70の断面を大谷川都市下水路として改修する内容でございます。

先ほど申し上げました、あと若葉寄りに一つ水路がありますけれども、これにつきましては最終的にはなくなるわけでございますけれども、その機能保障として圏央道並びに大谷川都市下水路の中に沈んでし

もう部分、なくなってしまう部分につきましては付け替えとして、機能保障の水路として付け替え水路を考えております。

○議長（高橋信次君） ほかに。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君） 討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高橋信次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○議長（高橋信次君） 日程第6、一般質問を行います。

通告者は4人です。順次質問を許します。

10番、西村武次議員。

○10番（西村武次君） 10番、西村武次です。議長の許可をいただきましたので、坂戸、鶴ヶ島下水道組合での一般質問をさせていただきます。

下水道は、生活文化のバロメーターと言われております。そして、大変重要な事業と認識をいたしております。公共水域の水質保全と住民の生活環境改善のためのその整備が急がれております。坂戸、鶴ヶ島下水道組合は、昭和43年に発足し、県下でも町のレベルで着手していない下水道事業を当時の日本住宅公団に関連し、いち早く事業に着手し、下水道の普及及び促進を図ってきたことは高く評価されているものであります。下水道の必要性は、申し上げるまでもなく、都市の基幹的施設として欠くことのできない事業で、両市にあっても環境問題を初め住民のニーズは年々増加の傾向にあります。下水道の整備は、水処理センターを起点として逐次整備され、おかげさまで下水道の幹線も鶴ヶ島市内へと延伸し、特に昨年通水となりました鶴ヶ丘ポンプ場は鶴ヶ島市東部に下水道普及促進に欠くことのできない施設であり、一日も早い整備が求められております。

そこで、事業認可拡大を含めた次の3点についてご質問させていただきます。1番としまして、今年度事業の見通しについて、2番目、13年度事業計画について、3番目、事業認可拡大について、以上1回目の質問を終わります。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 西村議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、今年度事業の見通しについてでございますが、公共下水道事業について、平成12年度の幹線管渠工事としまして、関間四丁目、若葉駅西口の幹線となります脚折第1幹線、約300メートル、及び浅羽雨水第1幹線、約140メートルの工事の予定でございます。

また、面整備工事につきましては、坂戸市分が八幡二丁目地内、鶴ヶ島市が上広谷、脚折地内と、坂戸市分3.4ヘクタール、鶴ヶ島分11.95ヘクタール、合計15.35ヘクタールの整備を予定したところでございます。これらの今年度事業の進捗状況でございますが、面整備事業につきましては坂戸市分が1.1ヘクタール、鶴ヶ島分が9.8ヘクタール、合計10.90ヘクタール分については発注済みあり、71%の発注済み状況にあります。幹線工事につきましては、脚折第1幹線及び浅羽雨水第1幹線であります。9月7日付にて条件付一般競争入札の告示をし、来る10月2日が入札の予定となっております。残りの面整備工事につきましては、工事発注手続を進め、年度内竣工を目指して進めているところでございます。

次に、大谷川都市下水路の今年度事業の見通しについてでございますが、圏央道並びに大谷川都市下水路築造工事に伴いまして現水路が寸断されるため、耕作している圃場の用水確保のため、水路機能保障の実施設計業務委託約800メートルを発注し、鶴ヶ島市と協議しながら進めております。

また、東武東上線の鉄道敷横断の部分につきましては、東武鉄道との協議により今後設計委託を進めていくところでございます。

なお、私道対策工事につきましては、先ほど補正予算のご議決をいただきましたが、内容につきましては当初三光町、五味ヶ谷、下新田からの申請10件、50戸の延長約300メートルを予定しておりましたが、その後の申請に対応するため、補正をお願いし、新たに上広谷地区等を含め、合わせて申請26件、140個の延長約900メートルの工事を年度内に竣工目指して進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の13年度の事業計画についてでございますが、初めに公共下水道の幹線工事につきましては脚折第1幹線及び浅羽雨水第1幹線を今年度に引き続き進めていく考えであります。また、片柳土地区画整理区域内の片柳幹線につきましても、平成13年度に工事を予定しているところでございます。面整備につきましては、坂戸市分が関間一丁目、四丁目、鶴ヶ島分が上広谷、五味ヶ谷地内の整備を進めていく考えでございますが、財政的に厳しい状況下にありますので、できる限り国費をいただきまして公共下水道ができるよう努力してまいりたいと考えております。

また、大谷川都市下水路につきましては、圏央道までの未施行部分の延長約230メートルの区間につきまして、約3,900平方メートルの用地を買収していく考えであります。

次に、事業認可区域の拡大についてお答えします。現在の事業認可につきましては、平成14年度までの計画期間であります。ご承知のように順調に整備が進んでいるところでございます。平成11年度末現在の整備状況について申し上げますと、公共下水道の計画決定区域の面積が1,798ヘクタールでございます。このうち、事業認可区域の面積が1,372.6ヘクタール、11年度末の整備済みの面積が1,029ヘクタールでございます。全体整備率につきましては75%、坂戸市が77.4%、鶴ヶ島市が70.1%になります。このような状況の中で、本年度に事業認可区域の拡大に向け、構成市と協議を進めているところでありますが、平成14年度以降の認可拡大の区域につきまして、先般構成市から優先順位等を考慮し、全体で319.5ヘクタールの要望がございました。申し上げますと、鶴ヶ島市の区域につきましては、1番目に鶴ヶ丘84ヘクタール、2番目に脚折町五丁目4ヘクタール、3番目に星和地区の25.5ヘクタール、4番目に藤金、共栄

町の25.7ヘクタール、5番目に大字脚折地区の一部12.6ヘクタール、6番目に南西部第1期の49.6ヘクタールの合計201.4ヘクタールとなります。坂戸市の区域につきましては、1番目に西坂戸72.7ヘクタール、2番目に厚川、浅羽地区5ヘクタール、3番目に鎌倉町12.4ヘクタール、4番目に関間一丁目から三丁目28ヘクタール、合計で118.1ヘクタールとなります。現状では、今後の投資効果を優先に考え、幹線管渠の進捗状況を見ながら面整備区域を決定していきたいと思っておりますので、今後も構成市と協議をし、進めていきたいと考えております。

なお、拡大区域が決まり次第議会へ報告し、法手続につきましては平成13年度に申請し、事業認可を得るよう手続を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

10番、西村武次議員。

○10番（西村武次君） 10番、西村武次です。大変丁寧なご答弁をいただき、おおむね了解いたしました。厳しい情勢下と思いますが、引き続きご努力をいただき、投資効果を高めるための工夫、西口へのそうした整備、あるいは工事着手前に早目の地域住民の説明会等を行うことを要望し、また事業認可区域の早期の拡大を要望し、私の質問を終わります。

○議長（高橋信次君） 次に、7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 7番、塘永真理人。一般質問を行います。

新潟県長岡中央浄化センター研修視察を踏まえ、坂戸、鶴ヶ島下水道組合における汚泥の消化処理に伴う消化ガスの有効利用をどのように検討されているのか、まず質問いたします。長岡中央浄化センターにおける消化ガス有効利用についての概要は、消化ガスから都市ガスの活用が可能になるほか、焼却処分に伴う二酸化炭素の排出量をゼロにすることができ、環境負荷の低減などといった社会的要請にこたえるものとなっているということでありました。これが研修視察に当たっては、執行部として坂戸、鶴ヶ島下水道組合としても具体化の考えもある内容ということであったわけであります。

そこで、お聞きしたいのですが、1点目は実際に視察研修をして、どのように執行部として受けとめたのか。2点目は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合、つまり本組合として汚泥の消化処理に伴う消化ガスの有効利用の具体的構想についてどのように検討されているのか。3点目として、これが事業計画として位置づけはされているのか、お尋ねいたします。

次に、議員の兼職禁止にかかわって質問いたします。平成11年度の本組合議会の会議録には、入札状況と倫理条例にかかわる質問で、議員の兼職の禁止と兼業の禁止といった用語が使われている中で、執行部は他団体と構成団体の対応を見守っていくなどとも答弁されております。

そこで、質問しておきたいのが、本組合事業における入札あるいは政治倫理といったことで、議員の兼職禁止が問題となることがあるのかということであります。あわせて議員の兼業の禁止について執行部はどのように対応されているのか、質問いたします。

次に、小川信用金庫、おがしんの経営破綻問題について質問いたします。この問題については、本組合議会、平成12年第1回定例会で関係業者への影響についての質問に対し、執行部は、組合の発注工事は1件あったが、既に完了し、関連業者も含め、被害についてはない状況である。万が一の被害に遭った関連

業者が生じた場合には、融資関係については構成両市の方へ照会等を行っていきと答弁されております。

また、坂戸市9月定例議会で、これが問題に関連して坂戸市内での業者の影響と市の対応についての質問に対し、市執行部は、引き続き債権の選別に関して何割程度の事業者が引き継がれるのかまだ明確でないが、市内中小企業者においてもおがしんの利用者は多いと聞いている。したがって、相当程度の影響があるものと推察している。坂戸市議会からの適切な対応と市内金融機関に対し、相談窓口強化といった要請などがあり、また広報に市の融資制度を初め、国、県等の公的融資制度の周知を図るとともに、市内金融機関を訪問し、各支店長に金融円滑化の要請も行ってきたところである。あるいは、商工会との連携を図ったり、市の融資制度の融資期間、据置期間の延長、融資総額の拡大を図ってきた。さらには、広域的に4市3町の連名で県知事、大蔵省、関東財務局、小川信用金庫、埼玉県信用金庫へ一つは円滑な事業譲渡、二つには中小業者の継続、職員の雇用の継続について要請を行ってきたところである。今後とも市から市内金融機関へ引き続き金融の円滑化を図られるよう要請していく。相談に来た中小業者に対しては、最善の方策がとれるよう相談者の立場になって真摯に対応していくといった内容の答弁があったところであり、本組合においても、おがしんに債権者としての登録も少なくないと思われるところであり、来年1月をめどに事業引き継ぎに当たっての引き継ぎ、債権の選別がされている状況のもとで、その後本組合事業との関連事業者への影響は出ていないのか、出てくることは考えられないか、この点について執行部の見解をお尋ねし、1回目の質問といたします。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 塘永議員さんの一般質問にお答えいたします。

初めに、1番目の消化ガスの有効利用についてであります。3点ほど、どのように受けとめているか、構想の関係と実施計画についての考え方でございますが、あわせて答弁をさせていただきます。長岡浄化センターの消化ガス有効利用につきましては、幾多の経緯を経て環境負荷の低減を柱とする都市環境政策を積極的に推進するとの理念に基づき、民間企業と連携を図り、官民一体となった理想的かつ積極的な考えと受けとめております。

また、実施に当たっては、第三者研究機関で十分な検討がなされ、余剰ガス発生量等の予測など、総合的判断のもと採算性を考えた計画であると考えられます。当組合におきましても、計画の既成概念にとらわれることなく、時代に即応した研究、検討の指針にしなければと考えるところであり、下水道組合としての具体的な構想としましては、石井水処理センターの汚泥処理計画では、将来汚泥中の有機物の分解、減量化と安定化を目的として汚泥の消化が計画されており、用地も確保いたしております。汚泥を消化すると、その副産物としてメタン等のガスが生成されます。そのガスは、消化タンクの温度を上げるための加温に利用される計画でございますが、残ったガスを他に利用する計画は現在のところございません。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、汚泥、消化ガスの有効利用につきましては、今後可能性について検討する必要はあるものと考えております。余った消化ガスの具体的な利用につきましては、今までガス発電方法について検討しておりますが、年経費に対し、節減経費が少ないため、経済的なメリットはなく、またガス発電に伴います人件費、維持管理費等を考慮しますと、消化ガスによるガス発電は不適であるとの結果が出ております。再利用をするには、ガスの量や附帯設備費、維持管理費等が課題でありまして、長岡のようにガス会社に供給するだけの量があるかどうか、供給できても収支が合うかどうか等

を検討する必要があるものと考えております。ちなみに、長岡の中央浄化センターは、石井水処理センターの1.7倍の処理能力で計画されております。

なお、検討の結果、ガス会社に供給できることになりましたら、その設備につきましては一般的に長岡のセンターのようなフローになるものと考えられます。

なお、建設費につきましては、長岡市で供給設備が約2億円とのことですが、現在のところ、建設費用について設計等いたしておりませんので、ご了承願います。

また、実際の計画を考える時期としましては、消化タンクを実施する段階までに流入下水量が増加した時点、すなわち日平均の下水道で、1日に7万立方メートルぐらいまで入ってくる時点で検討してまいりたいと考えております。現在では、まだ日平均下水道が1万立方メートルを超えたところでありますので、今後の面整備と流入量を予測しながら計画の時期についても検討してまいりたいと考えております。

次に、2の議員の兼職の禁止の関係でございます。1点目の議員の兼職の禁止が問題となる可能性があるのか、あわせて議員の兼業の禁止についてはどのようにとらえているかということでございますけれども、議員の兼職禁止につきましては地方自治法第92条におきまして、「普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない」、第2項では、「普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員及び常勤の職員と兼ねることができない」との規定がなされておりまして、当組合におきましては該当する議員さんはおりませんので、特に問題となることはないと考えております。

また、議員の兼業禁止の関係につきましては、ご高承のとおり選挙候補者届に伴いまして、職業欄に地方自治法第92条の2に規定する関係にあるものについては、その旨を記載することになっております。したがって、当選した場合には、これらの規定に伴いまして兼業禁止の関係が出てまいりますので、法に抵触しないような措置が必要であります。これは、議員が個人として地方公共団体に請け負いをしてはならないこと、地方公共団体に対し、主として請け負いをする法人の役員になることを禁止したものでありまして、下水道組合といたしましては請け負い等に参加している指名参加等の申請書を審査いたしまして、これらに抵触しないという判断をいたしておりますので、ご了解願いたいと存じます。

次に、小川信用金庫の経営破綻問題について、当組合事業と組合関連事業者の影響をどのように把握し、対応しているかということでございます。小川信用金庫の事業譲渡に係る当組合に対しましての影響につきましては、歳入面で公共下水道及び地域し尿処理施設、使用料金収納事務に係る口座振替について使用者との相談及び振りかえ手続の変更等が考えられます。預金者の保護面では、現在小川信用金庫に預けられている預金は、預金保険機構により全額保護され、平成13年1月をめぐりに埼玉県信用金庫に引き継がれることとなっております。細かい内容については、情報はないのが現状であります。預金者に対してのトラブルはないように伺っております。しかしながら、埼玉県信用金庫に譲渡された段階で、支店等が統合されるなどの影響がある場合には使用者に対し、迷惑のかからないよう金融機関と円滑な事務運営を図ってまいりたいと考えております。

また、歳出面では、各企業の債権者への支払い事務に係る口座振り込みについて、平成12年の9月現在で217社の債権者登録があり、電信による会計処理を行っておりまして、これらについて業者等から変更事務手続を随時受け、または支払い事務について相談を受けながら処理している状況でございます。現状では、市内業者からの相談は1件もなく、個々の企業の経営実態にかかわることもあり、組合において影

響を把握することは困難でございます。しかしながら、当組合において小川信用金庫に債権者登録が217社あるわけでございますので、事業者等から融資相談等について要請がありましたら、構成市の融資制度を初め公的融資制度の活用について窓口を紹介するなど対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 再質問いたします。

液化ガスの有効利用ですが、先ほども言ったように、ただ視察して見聞を広めるということだけでなく、本組合の近い将来への課題内容として長岡中央浄化センター研修視察を行ったと思つての質問だったわけです。

再質問いたします。答弁で、本組合の具体的な構想としては石井水処理センターの汚泥処理計画では将来汚泥中の有機物の分解、減量化と安定化を目的として汚泥の消化が計画されており、土地も購入しているというふうにされております。再質問なのですけれども、一つは、ここで言っている安定化を目的にしているとはどういうことなのか。二つには、汚泥の消化力が計画されており、土地も購入されているという答弁内容ですので、お聞きするのですけれども、汚泥の消化方式とか、その能力、そしてその用地の広さはどのくらいあって、どこにあるのか。三つ目として、消化ガス利用の実際の計画を考える時期としては、消化タンクを実施する段階までに流入下水水量が増加した時点、日平均下水水量で1日7万立方メートルぐらいまで入ってくる時点で検討していくと。現在は、これが1万立方メートルを超えただけだという答弁内容もあるわけなのですけれども、そうするとこの実際の計画を考える時期とは年数的にはどのくらい先となると考えればいいのか、以上3点再質問しておきます。

本組合にあって兼職禁止、兼業禁止も特に問題になることはなく、抵触するようなことはないという答弁でした。あつたら大変なことでありませう。さきにも触れましたが、これまで本組合議会ごとに入札と政治倫理にかかわる質問が出され、平成11年度第3回定例会では、議事録見ますとこの質問の中で兼職禁止、兼業禁止の用語が出されてきております。私は、これら一連の質問と答弁を通して、議員は住民の代表としての職務を遂行するために、またその職務を公正に行うために、議員の兼職禁止、兼業禁止を単に、特に問題ない、抵触しないで片づけておくのではなく、議員の利権、汚職の防止を図るためにも清潔な地方政治のためにもこの法92条2を厳格に守っているかどうかを、私ども議員みずからはもとより、執行部にあつても毅然とした姿勢でいてほしいと痛感するところでありませう。とりわけ、議員はその職務を公正に行うために、本組合における請け負いをするこゝも、請け負いをする法人会社の役員を兼ねるこゝも、さらに役員でなくても、また答弁にあつた選挙候補者届け出が受理された議員であつても、実質的に会社、法人の中で議会が支配力を及ぼしている、こういった場合は準すべきものとして見るという判例もあり、これら準すべきものに当たる判例内容もよく研究し、また先ほどの質疑にもありましたが、構成市の議員との関係も研究しながら厳しく対応していかねばならないと改めて思った次第でありませう。先ほども業者名も出た質疑がありましたが、この準すべきものについては相当踏み込んだ対応も市民からは求められてくると思ひませう。

そこで再質問ですが、執行部にあっても、この法92条について特に問題ない、92条の2については選挙候補届け出が受理されているから、抵触しないとすると過ごすのではなくて、判例など準すべきものも含め、議員の利権、汚職、清潔な下水道事業の請け負いを進めていく、こういった立場から、常に目配りをしていくということについての見解をお聞きしておきたいと思います。

さきにも触れましたが、おがしんと埼玉信金の事業譲渡に関して、預金者や借入れがある事業者に何の説明もないまま譲渡作業が進められているのが実情であります。不良債権は、整理回収機構に移行するといっても、何を基準に不良債権なのかを明らかにされない中で、担保評価割れの住宅ローンも引き継がれないのではと来年1月に向けて心配されているのが実態だと思います。実際おがしんの行員が次々とやめていき、月数回うちに来ていたけれども、今は来なくなった。このまま埼玉信金に移行できるだろうかとか、埼玉信金とも取引をしているのだけれども、決算内容も悪くないので、安心していましたが、借入金の返済をすぐにしてくれ、そうでないと埼玉信金に移行できるかどうか分からない、こういうふうに言われた。こういったおがしんを利用していた事業者は、今不安がいっぱいといったところだと思います。ましてや、答弁にもあったように、本組合においておがしんに債権者登録が217社あるわけですから、これから暮れにかけて大変な状況が生じないとは言えないと思います。

再質問ですが、本組合としては構成市の窓口を紹介するなど説明していきたいとしているわけですが、当然ですけれども、鶴ヶ島市長でもある品川副管理者の地元中小業者の経営と暮らしを守るという立場からのこのおがしん問題についてどう考えておられるのか、お聞きしておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、再質問といたします。

○議長（高橋信次君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（高橋信次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

品川副管理者、答弁。

○副管理者（品川義雄君） 塘永議員さんの三つ目の質問、おがしん関連でございませうけれども、質問の趣旨が塘永議員さんのご主張のとおり、今このおがしんと埼玉信との間での譲渡の関係で振り分けの事務をやっているということでございませうが、私どものところでは、既にこの問題が去年の秋起きて以来、市独自で市長名でおがしん、そして関係する埼玉信にもお客さんの不測の事態にならないように十分この融資先の方々の事業等に支障のないようなご努力をということと同時に、地域経済に与える影響は大きいので、慎重にも慎重を重ねて十分対処してほしいという要望をやって以来、川越市長を中心とする川越都市圏の名においてもこの問題は重大な問題でありますのでということで、それぞれおがしん、埼玉信にも申し上げ、そしてさらに県の方にもその旨を伝えたと。前後3回にわたってこの地域住民の、そして地域経済に大き

な影響のないような、そういう措置をとってほしいという要請をしております。そして、私どももそれと相前後しながら商工会と私の方とで一緒になりまして、それぞれ市内にある金融機関、もちろんおがしんはそういう状態ですから、直接的にはもう対象にはなりませんので、おがしん、そしてあさひ銀行、そして武蔵野銀行等々関連金融機関の方々、こういう方々は私どもでは小口融資の審査会の委員もやっておりますので、そういう方に支店長に寄っていただきまして、それぞれ情報交換をしております。実は、ついせんだって9月の18日、月曜日だったと思いますけれども、第3回の情報交換会をやって、それぞれお持ちの情報をご提示いただきながら、ただそれぞれ金融機関は今どういう状態か、おおよその動きを図ると、振り分けをやっているのだということはわかりますけれども、それがどういう状態になるかさっぱりわからないというのが実情でありまして、素直におがしんから埼玉に債権譲渡といいますか、それが譲渡ができるものなら、それは問題ないのですが、不良債権等にかかわる問題で債権回収機構、いわゆるRCCに行ってしまう債権等がないとは限らないだろうと。それらの問題を今ちょうど振り分けをやってるところなので、情報としては多分10月いっぱいにはそれが、振り分けが終わるだろう、その終わった段階でそれぞれのお客さんとの内容、ご通知を申し上げ、ご協議をしながら、そして、できるものはそれぞれ担保物件その他もあるでしょうから、それらも含めて聞いております。商工会も非常に深刻に受け取りまして、もっとしっかりとした情報がとれないだろうか。市の行政を通じて情報収集もやれないだろうかというお話もありましたけれども、やはり幾ら行政とはいっても、債権回収機構、しかも個人の相当の資産等に関する問題でありますので、軽々に我々がその情報をとるというわけにはいかない。いましてこの埼玉等の動きを見てからにいたしたいということを申し上げております。さらに、融資その他というのも話題にはなりましたが、今の状態でそういうものをどう活動するかということもできるわけではないし、一々小さなこの自治体でやれる範囲というのはおのずから限界がありますので、それらはいまちょっと様子を見てからということになって、第3回目は一応の情報交換を終わったわけでありまして、いづれにいたしましても、年度内には銀行と債務者等々取引業者との関係で年内の移行等々が相当活発に行われるであろうという話で、実は私きのうはあさひ銀行鶴ヶ島支店長とも30分ばかりお話をしながら、その後の情報等も入手するために少し動いたわけでありまして、やはり余りわからないと。もちろん情報として出せる情報と出せない情報があるでしょうから、そういう中でやはり問題なのは何といっても不動産関係が影響あるのかなという感じをいたしております、しかし不動産とはいってもバブル前からやっている、割合昔からやっている不動産というのは割合担保物件も力があるのではないだろうかという想像もありますから、一番心配しているのはバブル期前後の、言ってみれば住宅建設等々の、そういう中小物がどれだけあるのかと。あさひ銀行あたりでも、推測の域を出ませんが、その辺に問題が出てくるとすれば出てくるのかなという感じのようでした。これも、また責任を持った答弁ではございませんので、それらを含めて私ども今動きをじっと見守っているというのが実情でありまして、幸い、小口融資等融資審査会という組織を持っておりますので、その人たちが今いろんな面でそれぞれ情報交換をしようということになっておりますので、鶴ヶ島の実情は実はそういう状態でありまして、内部事情につきましては余り詳しいことはわかっておりません。ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） お答えいたします。

1点目の消化ガスの方の関係でございますが、安定化につきましてお答えいたします。安定化につきましては、現在の汚泥につきましてはそのままではガスが発生したり、臭気ですか、これが出るわけですが、いわゆる有機物を消化することにより、利用しやすい汚泥にするというふうな考え方がございます。実際、現在汚泥につきましては、酸素により腐っていくわけなのですが、これを消化タンクに入れて、高温によって消化していくわけなのですが、無機化することで臭いも出なくなってくると。それから、なおかつ汚泥量につきましても今後は多くなってきますので、排出量につきましてもそれらを減量しまして、安定的な汚泥処理を図っていきたいという考え方でございます。

次に、用地の関係でございますが、用地につきましては県道側に現在6万平米ばかり空き地がございますけれども、そのうちの4万平米をこの用地の利用に供するような計画となっております。

それから、検討する時期でございますが、実績に消化ガスについて先ほどは日量が7万トン以上でないというふうなことなのですけれども、検討する時期につきまして消化タンクの方につきましては日量が4万トンぐらいになったら消化タンクの設置については検討するのかなど。要するに、現在4系列のうち、1系列の水処理ができ上がっておりますので、2系列目の増設が終わったところに消化タンクについては、実際には計画をするようではないかというふうに考えております。

それから、2番目の兼職、兼業の92条、あるいは92条の2の関係でございますが、議員さんの方からお話があったとおり、議員さんみずからのこの兼業禁止の関係については、それぞれこの地方自治法の方で定めている内容でございますが、実質的には議会と議員さんの関係ということで、私どもの方といたしまして、執行部としましては、これにつきましては何らどうこうするというふうなことも申し上げられないのが実態でございます。ただ、兼業の関係で私どもの方でチェックができるのは、指名参加願等で登記所に登記をしました定款どおりに議員さんが役員として入っているかどうか、そういった部分のチェックについては今後ともやっていかななくてはならない。これが実際に入っていた場合には、議員の職を法律上も失うというふうなことに規定はされておりますので、そういった部分については議会の方の関係になります。したがって、請負をする関係につきましては、うちの方も今後ともチェックについてはやってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 答弁ありがとうございました。

とりわけ兼業禁止については、議員がそれに該当するかどうかは、自動的に決まるのではなくて、議員の特別多数決で決められるわけです。答弁にもありました。この規定を厳格に実施しながらも、法律の条項だけにとらわれないで住民の監視、批判に目を向け、公平な入札、市民の目線での政治倫理に基づく、本組合の事業運営を議員みずからがつくり上げていかなければならないし、執行部にもこの点では一定の力を発揮してもらおうよう期待するところでもあります。この問題については、今後もしいろいろ出てくるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

おがしん問題については、品川副管理者にも、突然であったけれども、丁寧なご答弁をいただきました。今日中小企業は、毎月の返済や手形の返済などに苦勞して経営しているのが現状であって、赤字経営だか

らといって不良債権者と言われたのでは、まじめに返済している中小企業であっても浮かばれないわけがあります。金融機関の破綻や統合が相次ぐ中、改めて金融機関の社会的責任が問われていると思います。坂戸、鶴ヶ島両市長である本組合正副管理者には、おがしん問題については地元経済活性化、雇用の確保といった焦眉の課題の一つとして位置づけて対応していただくよう要望して質問を終わります。

○議長（高橋信次君） 次に、8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

介護保険制度の導入による自己負担の増加、医療、年金改悪などで市民生活はなお一層厳しくなっています。民間調査会社の東京商工リサーチが発表した8月の全国企業倒産負債額1,000万以上は、前年度同月比18.5%増の1,638件で、8月としては戦後2番目の高水準を記録したと発表しました。その倒産原因としては、販売不振などを中心とする不況型倒産が全体の69.5%を占めているとしています。政府の景気対策は、大銀行支援、大企業への大型公共事業発注に明け暮れ、バブルのツケを国民に押しつけてきました。そして、また総選挙が終わると同時に政府税制調査会は、消費税を国の税制の柱に据えるとした大増税計画を盛り込んだ答申を出してきました。消費税を10%、20%に引き上げたいとの発言が相次いでいます。市民にとって今の5%の税率でも大変な負担です。食料品の非課税とあわせて人間生活に欠くことのできない命の水についても非課税とすることが大変重要です。こうした市民生活を踏まえて次の質問を行います。

一つ目に、不況生活苦から市民を守るために、(1)、公共下水道など使用料の減免、第23条について。二つ目には、公共下水道使用料金への消費税課税状況について。三つ目には、分離、分割発注の状況と地元業者への発注状況について。四つ目は、労働者に建設業退職金共済の証紙の支給の徹底と下請賃金保障について。

二つ目の大きな質問ですが、情報公開制度についてお尋ねいたします。私は、情報公開制度をここ二、三年続けて一般質問を行ってまいりました。その中で、情報公開制度は他の組合や団体とあわせてというのが前回の答弁でございましたが、私どもに送られてまいりましたオンブズマンの方からの回答に備えて一歩前進、いわゆる平成14年度には実施する方向で取り組みたいというような書類が送られてまいりました。一般質問通告のもう間際だったものですから、急遽今後の日程の問題について質問をすることにしました。一つ目には、情報公開の日程と諸経費、職員体制について伺いたいと思います。二つ目には、さかのぼって情報公開、いわゆる平成14年度施行ということですが、それをまたさかのぼって情報公開することについてお尋ねしたいと思います。三つ目には、個人の秘密などの権利もあるわけですが、非公開の部分はどのような部分を想定しているかということでも伺っておきたいと思います。

三つ目の大きな質問に入ります。坂戸入西特定土地区画整理事業地区と下水道関連について。この問題も、先ほど来一般会計決算などでお伺いした問題に関連するわけですが、私は今後の問題とも絡めてこの問題については質疑をするものです。その中で最初の質問は、坂戸入西地区における終末処理場建設事業に関する費用負担について。二つ目には、入西地区の公団施行事業は、国の補助金、臨時特例債が使用されてきました。工事総額、費用内訳は、どのようになったのか。三つ目には、入西地区入居予定計画に対する入居者数、下水道普及率について、これは下水道がどのぐらい全体で普及しているかということです。お尋ねしておきたいと思います。

四つ目には、石井終末処理場センター関連について伺います。これもちょっとダブる問題になりますけれども、最初の一つ目には石井水処理センター建設総額と負担割合ということでお尋ねしておきたいと思っております。二つ目には、石井水処理センター周辺対策費用と負担割合ということです。三つ目には、日本下水道事業団と明電舎の談合事件が既に係争中ですが、その後の対応についてお尋ねしておきたいと思っております。四つ目には、当組合がこうした事件において損害賠償を求めるという積極的な対応について伺っておきたいと思っております。

以上が第1回目の私の一般質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 松村議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、1番目の不況生活苦から市民を守るために、公共下水道使用料の減免第23条の関係ですが、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例第23条の使用料等の減免につきましては、「管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料又は占用料を減免することができる」という内容になっております。現在この条例を適用しているものは、水道の漏水事故と建物の建築中に伴う使用水量について、下水道の使用がないため、申請に基づき、審査をしまして減免を行っているところでございます。

次に、2番目の消費税の課税状況についてのご質問でございますが、平成12年度の予算でご議決をいただいておりますとおり、公共下水道使用料金へ消費税、地方消費税を転嫁しているところでございます。ご承知のとおり、消費税法に基づきまして既に平成8年12月議会におきまして関係条例のご議決をいただき、平成9年6月から下水道使用料金に消費税等5%を転嫁し、実施しているところであります。ご理解をいただきたいと思います。

次に、(3)の分離、分割発注の状況と地元業者への発注状況でございますが、分離、分割発注につきましては、地元業者育成ということを考慮し、工事延長の長いものにつきまして分割発注を実施してきたところでございます。今後におきましても、分離、分割発注が可能なものにつきましては、引き続き同様な方法で実施してまいりたいと考えております。

次に、地元業者への工事の発注状況でございますが、土木工事について申し上げますと、平成11年度では62件発注いたしまして、地元業者につきましては56件、公共下水道が33件中32件、舗装工事が22件中20件、私道対策工事が3件中3件、人孔補修等につきましては、4件中1件でございます。平成12年度につきましては、現在まで26件発注いたしまして、25件中すべてが地元業者でございます。以上となっております。

次に、(4)の労働者に建設業退職金共済の証紙の支給の徹底と下請賃金保障についてでございますが、まず労働者に建設業退職金共済証紙の支給と、その徹底につきましては、建設業退職金共済制度に言われておりますとおり建設業の事業主がこの制度に加入し、建設現場で働く労働者に対して、働いた日数に応じ、共済証紙を支給し、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに建設業退職金共済組合から労働者に対し、退職金が支払われる制度であると理解しているところでございます。今後におきましても、この制度の趣旨にのっとりまして、入札参加資格登録の申請時に加入証明書の提出、また工事受注後に請負者に対しまして掛金収納書を徴収するなどにより徹底した指導を行っていきたいと考えておりますの

で、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、下請賃金保障についてでございますが、坂戸、鶴ヶ島下水道組合、元請、下請関係指導要綱に基づき、請負者に対して指導しているところでございますが、後におきましても適正な下請契約並びに下請代金の支払い及び下請代金の額を減じないこと等、正当な金額で契約するよう指導に当たっていきたくと思ひておひります。

また、賃金につきましては、埼玉県最低賃金を遵守するよう受注業者に対し指導してまいりたいと思ひておひりますので、ご理解願ひたいと思ひます。

次に、2の情報公開制度についてですが、情報公開の日程と諸経費、職員体制についてでございますが、情報公開制度につきましては構成市である坂戸、鶴ヶ島市では既に実施されておひります。当組合につきましては、先般の議会でもお話をいたしました、制定に向けては情報公開、個人情報保護制度検討委員会の設置、懇話会の設置、公文書管理検討委員会の設置等が必要であり、費用面、人員面での対応が難しい面もござひますが、一部事務組合、お互いの歩調を合わせるべく情報公開の準備に向けての打合会も実施し、平成14年度制定に向け、進めてまいりたいと思ひておひります。今年度は、当面文書管理システムの導入を検討するとともに、文書管理をすべく、担当職員の配置をし、現在準備しているところであります。

また、ファイリングシステムの導入に伴ひまして、職員だけの対応では難しいため、委託料の計上について平成13年度に予定しているところでござひます。今年度につきましては、ファイリング用のキャビネットを購入し、文書管理を始めようとしているところでありますので、ご理解願ひたいと思ひます。

次に、2のさかのぼって情報公開することについてでございますが、現時点では未定であります、構成市の状況も考慮し、今後検討していきたくというふうにおひらしております。

次に、非公開の部分でございますけれども、非公開となります情報につきましては個人に関する情報、法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報、組合と国等との間における審議、検討、協議等に基づいて作成し、または取得した情報、法令の定めるところにより、または各大臣等による法的拘束力のある指示により公開することができないとされている情報等が対象になるかと考えておひります。いずれにいたしましても、条例等を作成するに当たりまして、他団体の内容を参考にさせていただきますながら検討してまいりたいと思ひておひります。

次に、3の坂戸入西特定土地区画整理事業と下水道関連について、(1)の坂戸入西地区における終末処理場建設事業に関する費用負担についてでございますが、公団との協定は当初坂戸入西地区における公共下水道、終末処理場建設事業に関する費用負担協定を平成4年6月30日に締結し、協定機関を平成4年6月30日から平成9年3月31日とし、全体事業費として231億7,500万円、この内訳とし、国費等が139億5,646万円、組合負担が66億1,560万2,000円、公団負担が26億293万8,000円ということで締結したわけでございます。当初のこの1回目の変更でございますけれども、処理場建設事業にかかります地元周辺対策事業がおくれているために、平成9年3月31日付で、期間延長とし、平成13年3月31日まで期間を延長し、変更したものでござひます。2回目の変更でございますけれども、補助事業はほぼ終了しましたが、地元周辺対策事業費が確定しないために、また多くの事業費がかかるということから、補助分から単独分の方へ充当ができるように公団と協議したもので、変更協定をいたしまして、全体事業費が207億9,000万円、この内訳とし、国費等が114億1,538万6,000円、組合が67億7,167万

6,000円、公団が変わらず26億293万8,000円でございます。

次に、3回目の変更でございますけれども、地元周辺対策事業のうち、道路事業が用地買収に時間を要するために、平成11年の9月30日に期間延長しまして、平成15年3月31日までとしたものでありまして、11年度末の公団との協定に基づきました終末処理場の負担金の実績額でございますけれども、事業費が190億895万6,158円、内訳が国費が111億1,404万7,333円、組合が57億5,542万7,593円、公団負担が実績率の方で21億3,948万1,232円となっております。

また、公団との終末処理場の負担協定についてですが、坂戸入西地区に関連する終末処理場負担金につきましては、補助対象事業分と単独分合わせまして26億293万8,000円となっております。補助対象事業分につきましては、石井水処理センター建設に伴います各種事業により計画決定、あるいは事業認可による人口割合で負担率を決めまして、計画決定については負担率が9.7%、事業認可分としましては35.6%の負担率でございます。この処理場関係につきましてはの公団負担金につきましては当初が19億1,193万8,000円でございます。単独事業分につきましては、環境整備等単独事業分の折半ということで、当初6億9,100万円でございます。この対象事業分の19億1,193万8,000円と単独分の6億9,100万円を合わせまして26億293万8,000円の公団負担分となっております。石井水処理センターの本体工事の補助対象事業分につきましては、ほぼ終了しておりますが、残事業といたしまして場内の整備工事、初沈の掻き寄せ機、流入量に伴います主ポンプの設置工事、それからこれらに要する設計関係費が残っております。

それから、補助対象事業分の事業が確定している公団負担金は15億1,465万750円で、残事業分を見込みましても約16億円程度となることが予想されます。単独事業分の事業が確定している公団負担金が6億2,326万522円となっております。残事業としては道路関係と集会所関係が残っておりまして、これらを見込みましても約8億円程度で、現状では公団負担が先ほど申し上げましたが、21億3,791万1,272円というふうな金額で公団の方からいただいております。したがって、最終的な負担金の見込額としましては、現在のところ約24億円程度というふうに思われます。当初協定から補助対象事業分の負担金は、協定金額以内となっております。単独事業分については逆に協定金額より上回る状況となっておりますので、補助対象事業分を単独事業分の方へ組み替えしをしまして、平成10年3月11日の変更で、この額の変更の方を行いました。補助対象事業分の公団の負担分を16億4,735万2,208円、それから単独事業分をふやしまして9億5,558万5,792円、要するに補助対象分から単独分の方へ2億6,458万5,792円を回したわけでございます。そういうことで、公団負担分の計が26億293万8,000円としているもので、またさらにこの期間の延長を平成15年3月31日としまして、今後単独事業費の確保ができるよう措置させてもらっているのが現状であります。このような協定上決められた事業の中で、国の会計検査等に抵触しないよう最大限公団の負担金の確保を図っていきたいというふうに考えております。

次に、(2)の入西地区の公団施行事業は、国の補助金、臨時特債が使用されてきたが、工事総額と費用内訳の関係でございます。工事総額につきましては、入西土地区画整理区域内の管渠工事としまして20億400万円でありまして、財源内訳につきましては国費が10億200万円、臨時特例債が2億400万円、公団負担分が8億160万円となっております。また、入西土地区画整理区域外の工事としまして、ポンプ場と圧送管がございまして、この工事費が13億2,999万2,000円でありまして、財源内訳につきましては国費が6億5,000万円、臨時特例債が1億2,700万円、公団負担分が5億5,299万2,000円となっております。

次に、入西地区の入居予定計画に対する入居数と下水道普及率についてであります。入西地区の入居計画は公団によりますと2,660戸、人口9,800人となっております。これに対しまして、4月末現在の入居戸数は下水道使用件数で申しますと335件の使用件数となっております。なお、普及率につきましては、新規の新市街地でありますので、入西特定土地区画整理地区内の普及率は全戸普及ということで100%になりますが、現在の入居戸数で申し上げますと12.6%であります。

次に、4の石井水処理センター関連についてでございますが、(1)の石井水処理センター建設総額と負担割合についてでございます。建設総額につきましては178億3,033万9,601円で、公団の負担割合は全体計画に対するものが9.7%、事業認可に対するものが35.6%でございます。現在までの公団負担の実施額は15億1,465万750円となっております。

2番目の水処理センター周辺対策費用と負担割合についてでございますけれども、周辺対策の総額につきましては今日までの実施額で11億7,861万6,557円でありまして、公団の負担割合は全体計画に対するものの事業費の折半でございます。6億2,326万522円となっております。

次に、談合事件のその後の対応についてであります。公判は6月定例会以降7月17日と9月14日に行われ、全体では24回の公判が浦和地裁で行われたこととなります。組合としましては公判の内容について職員に傍聴させておりますが、今回は裁判長の交代に伴いまして書類の確認等が主な内容でありまして、新たな進展はありませんでした。

次に、組合として損害賠償を求めることにつきましては、平成8年1月11日に鶴ヶ島の住民より住民監査請求がありまして、当時の監査委員さんにより平成8年3月11日に棄却の判断がなされております。また、現在損害賠償につきましては、地方自治法第242条の2の住民訴訟によりまして住民が組合に変わって代理請求をいたしておりますので、今後これらの裁判の動向を見守っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） よろしいですか。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質問を行います。

もう既に決算でもる述べました消費税の問題なのですが、当初7団体未転嫁のところは平成10年度、本市が、当組合が転嫁したときがございましたが、現在では先ほど3%のところは1件だけというような状態で、確かに構成市のほとんどが消費税を転嫁に向かったということは事実かもしれません。私の資料ちょっと古いのですけれども、そういうことではありますけれども、もうこれからの10%、20%と消費税が上がりますと、この負担が下水道の使用料への転嫁の負担が非常に大変になってくると思うのです。現在でも当初予算で4,000万を超えるということでございますので、本当に水道もそうですけれども、下水も毎日使わなければならないというものに対して、公共料金に消費税をかけるということはもう本当にやめてもらいたいというのが市民の大きな願いなのです。ぜひこの点で消費税の転嫁をしないような方向で取り組んでいただきたいと思うのですけれども、今後もしも上がったとしても5%で据え置くとか、そういう方向もできると思うのですけれども、努力をお願いしたいと思います。ご答弁をこの点でもう一度お願いしたいと思います。

また、公共下水道の減免の問題で、確かに企業の、今建設中のものが下水を使用していないから、減免

すると、それは当然のことですけれども、やはり管理者がその気になれば、条例によって減免、そのほか特別の事情があると認めるときには、これを減免することができるわけです。ですから、ぜひ知らない人が多いと思うのです、これ減免できるかどうか。ですから、申請が出ていないから云々ということではなくて、それを広報、この下水道議会で本来ならば、ぜひ本当は下水道の地域版ですか、消防議会が出しているのですけれども、消防のお知らせ版出していますが、下水道はこういうところに、こういうふうに普及して、こうですと、こういう制度もありますよというようなことができれば一番いいのですけれども、お金もかかることですので、両市にお話をしまして広報など、こういう制度もありますよというお知らせなどはできないものではないでしょうか。そして、制度の活用ということを今この不況の中でぜひ利用できるような、市民が本当に利用できるような生きた条例にしてもらいたいと思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

また、分離、分割発注と地元業者への移行は結構進んでいるというふうに数字を出していただきました。一番の問題は、やはり今下請の問題で、当組合での下請というのはそれほど、一般の議会と違いまして4受けあるとか、そういうことはまた違うと思うのですが、やはり労働者の賃金がきちっと保障されないという事態が起きては大変です。消防議会では、そうした事態が起きて未払いという事件があったそうですので、こうしたことのないように賃金を保障する制度をつくってもらいたいということを各市町村には働きかけているわけですが、ぜひ下請賃金の保障をもし万が一のことあったら下水道議会でそれを補完していくというようなことが必要かと思います。私は、何件かこういう事件を扱ってしまって、真ん中のトンネル会社がみんな利益を持って行ってしまって、結局一番下の会社は手直しもできないというところに追い込められる率も高いのです。ということは、もう労働者の賃金も出せなくなるわけです。一番元請に対して、ぜひそういう場合は指導をしてもらいたい、下水道の組合の方で元請に指導して出させてもらいたいというふうに思います。

建設業の退職金の共済のことは前にもやりましたので、現在では答弁がたまして、一応指導をしていくということで、これは入札のときに必ず本来なら入らなければいけないと思うのです、公共事業だったら。そういうことで、その予算もとってあるはずなのです。ですから、チェックをどうするかということです。そのときに指導するのはもちろんわかります。でも、本当にこれが労働者の方にきちっと証紙として張られているかどうかというチェックも入れてもらいたいと思うのですけれども、この点についてはどのようにやっていращやるかということについてお伺いしておきたいと思います。

情報公開制度につきましては、大変前進的に当下水道議会も中心になりまして各一部組合組織と検討していくということで意欲的に取り組んでいただけたということになりまして大変結構だと思うのですが、一つは今行政改革の中で人員が非常に削減されております。平成11年度まででは、退職者はいても補充されていないというふうに思います。そういった中でこうした業務を行うということで、鶴ヶ島の市議会でも自殺をした人が2名とか、残業とか、いろんな問題でやはり職員にしわ寄せがいく可能性が高いので、この点は執行部、特に管理者におかれては何かの事業をするときには、それなりの人員の補充、それから援助というのをしないとできないと思います。特にこの点の配慮をお願いしたいと思います。

また、さかのぼって情報公開することについては検討するというので、大変画期的な答弁を出していただきましたので、各一部事務組合とも相談いたしまして、さかのぼってぜひ公開をしていただきたいと思います。

思いますので、そういう提案をしていただきたいと思います。

次に、三つ目の坂戸入西特定土地区画整理事業の問題です。この点につきましては、数字をるる述べられましたので、当然最後の数字だけ終末処理場の公団分の国費とか、いろいろそれは全部こちらに資料は、当面の1992年の協定書を持っております。26億293万8,000円と、これはもう全体の内訳経費と合わせて今の数字はわかっているわけです。私が一番気にしているのは、この協定に基づいて石井水処理センターの負担金を公団が出したわけなのですけれども、そのときにこの明電舎の談合問題、あるいは各事業が平均して32.3%の改定を行ったわけです。日本下水道事業団との協定を変更しました。当初は88億7,800万円、それを108億5,800万円に改め、最終的には1億778万9,000円で日本下水道事業団との協定を確認して終了したわけです。そのこととあわせて、坂戸入西地区における終末処理場の建設負担協定では、この26億293万8,000円は当初の協定です。それを23%も石井終末処理場の工事費が値上がりするならば、それなりに改定すべきだということを私も再三申し上げてまいりました。平成9年の3月末の議会で物価上昇分等について、というのはこっちのこと、石井終末処理場の物価上昇分について含まれていないので、別途協議をして、それはもらっていくのだという答弁をさせていただいたわけです。私は、今回質問している内容は、当然今の負担割合というのはもう協定で結ばれている内容というのは承知しています。それに対してどういうふうに変更協定に伴って入西の公団分が上げたのかなというのが一つは課題です。もう一つは、周辺整備がいろいろ一転、二転しまして、周辺の対策というのが2分の1負担するということで地元要望にこたえていくのだということで、これは若干追加がありましたので、当然これはもらっていきますよという管理者の答弁、前管理者ですけれども、いただきまして、その変更はしたと思うのです。あわせて公団の負担については、答弁どおりきちっとやられているのかということがもう最終年度、来年在平成14年の最終だと言っていました、公団の。それにあわせて13年、14年かな、どういうふうに行っていくかということについては私に質疑の内容の争点にしておりますので、その辺の答弁をきちっといただきたいなというふうに思います。特に今、先ほど西村議員に答弁した中身でも、鶴ヶ島は南西部、まだ調整地域を市街化に繰り入れて46ヘクタール、今後200ヘクタールを市街化調整地域から繰り入れようということで、まだほかにもありますけれども、そういうところに下水を予定していくわけです。ところが、古い住民の方にはなかなか下水がいないというので、今批判が来るわけです。この不況の中で本当に道路、下水について、ではいいのかという疑問を持っている人も多いと思うのですが、そういう中で今回の入西公団というのは、先駆けて既に実施されているにもかかわらず、非常に工場誘致条例をしいても工場もなかなか来ない、あるいは入居もなかなかないというのがはっきり言って現実の問題です。私は、やはり前両市長が今負債を抱えて……

〔「関係ないじゃない」の声〕

○8番（松村和子君） 関係あるのです。

負債を抱えて今いるわけです。鶴ヶ島も今年の平成12年度で306億債務負担行為を含めて抱えています。坂戸市も二百数十億と聞いています。そういう中で、やはり下水道普及についても精査していく必要があるというふうに思うのですけれども、現在のは住宅都市整備公団もなくなりまして、今度都市基盤整備公団、名前を変えて再登場ということで、結局建設方面は一切やらないと、入西も、建設計画戸数も減るといった内容でございますので……

〔発言する人あり〕

○8番（松村和子君） いや、言っていないです。そういうやっぱり今開発について非常に変化している時期です。そういう中で、本当にこういう計画を、もうここまで来てしまいましたけれども、今後進めていいのかということも問題になりますので、これはやっぱり管理者の方に入ると思いますので、答弁をお願いしておきたいというふうに思います。

石井水処理センターの関連の問題につきましてですけれども、石井水処理センターにつきましては178億とさっき言ったのですけれども、うちの方は107億と言いました。これに対してきちっと来ているということであれば問題ないのですけれども、どうして9.7、35.6の割合で来ているのが合計で26億に戻ってしまうのか、さっぱりわからないのです、こっちの答弁とこっちの答弁が。だから、この辺については、ちょっと私の方もこれを見ていると、どっちが本当なのかなという不思議な気がするので、きちっと精査をしていただきたいというふうに思います。先ほどのと、公団と関連しますけれども、周辺対策、そして石井水処理センターの総額に対してきちっとした負担割合をとってもらいたいということです。

また、日本下水道事業団と明電舎の問題では、談合が行われたのは明らかで、公正取引委員会が入りまして業者が逮捕されてきたわけです。にもかかわらず、先ほどの決算でも、やはり明電舎を随意契約というので、全部やっているのです、入札はしていないのです。日本下水道事業団が半官半民みたいな形で、今までにも取り寄せました入札関係書類を見ますと、ほとんど随意契約です。こういう形で本当にいいのかなと、入札が大企業中心に随意契約で、もう当然のごとく発注されていくと、しかもはっきり言ってこれ40%ぐらいの値上げを行っているわけです、途中で。そういうことをした業者に、なぜまた随契で発注していくのか、その点をご答弁いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） お答えいたします。

初めに、消費税の件でございますけれども、転嫁しない方向で取り組んでもらいたい、努力というふうなことでございます。先ほど決算の方でも3%のところは2件ということでもって申し上げましたが、私ども消費税につきましては公共下水道の使用者であります、最終的にその負担をする者に転嫁することを予定しているということで、下水道の使用者につきましても転嫁対象となるわけでございます。

また、法令によりまして、本組合は下水道事業者でありまして、収益を得て下水道事業を営んでいるために、消費税と地方消費税の納税義務者にもなっております。したがって、受益者負担の原則によりまして、利用者の方から消費税を納めていただくことになっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、使用料の減免の関係でございますが、議員さんの方でどういうものを減免するかという、その辺が私の方はちょっと聞き取れなかったものですから、条例では公益上あるいはその他の特別の事情があるという内容の場合には認めるというふうになっておりまして、まだ実質的にはこれらの例がないわけでございますので、今後これらの取り扱いにつきまして内容が出次第これらに該当するかどうかにつきましては、内部でいろいろと検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、広報等で減免につきまして周知徹底するというふうなことにつきましては、私ども収益がないと

やっていけないものですから、その辺については控えさせていただきたいと思います。

次に、地元業者の方の発注の関係でございます。いろいろとございますけれども、先ほどご答弁を申し上げましたとおり、このところ2年間ぐらい、できるだけ細かく切りまして、ともかくその業者が受注ができるようにし、あるいは下請の場合でありましても完全に賃金の方も支払っているかどうか、そういった部分も私どもの方に来た場合には業者を呼んで、指導についてはやってまいりたいというふうを考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

それから、元請についての指導関係と証紙関係のチェックでございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたが、指名参加願あるいはそういったときにもチェックについては十分やってまいりたいというふうを考えております。

次に、2番目の情報公開の方の関係でございます。人員の配置につきましてなのですが、定数削減につきましては現在1割削減の方でございますけれども、それ以上に減員となりましたので、新年度で2名程度採用の方をしていきたいと。実質三、四名でございますので、定年者を合わせますと二、三年のうち三、四名の人員補助についてはやっていきたいというふうを考えておまして、情報公開に支障がないように内部の人事配置等についても対応してまいりたいというふうを考えております。

次に、3番目の坂戸入西の水処理センターへの負担金の方の関係でございます。いろいろと先ほど詳しく申し上げましたが、答弁どおりやっているのかということですが、この答弁につきましてはやっていることを答弁したわけでございますので、そのとおりやっておりますので、実行も今後もやっていきたいというふうを考えております。

それから、都市基盤整備公団の関係で、開発の方の関係でございます。この開発の調整区域をする場合には、地権者から、地域から、そういったニーズによりまして行政としまして要望を受けまして、その計画が将来的にも市にとって、あるいはその地域にとってもよいかどうか、そういったことが全般的に検討の方しまして、最終的には県、国の方の計画決定、あるいは事業認可を得まして進めていくわけでございます。既存の坂戸入西にしろ、鶴ヶ島市で新たに開発される場所につきましても今後下水道計画があるわけでございますが、そういう中でもいろいろな将来を見通した計画として認可されてきたものでございますので、今後計画決定あるいは認可の有無については下水道組合といたしましても対応してまいりたいというふうを考えております。

最後の石井の公団負担金関係でございます。きちっと精査をしてもらいたいということでございますが、公団の方につきまして先ほど最後の方で申し上げましたが、水処理センターそのものの事業費が当初よりか実際に金額そのものが下がってきてございます。そういったことから、公団の水処理センター費に対しましては下がる分を周辺整備の方へ回させてもらってございます。そういったこともやりましたが、できるだけ当初基本協定しました26億円につきましては、最後までその数字まではいきませんけれども、現在で24億程度かなということですが、できるだけ多く確保できるように今やっているところでございます。

なお、それを満額確保する場合には、石井水処理センターの工事を新たに計画した分、そういう部分が入ってこない、この期間でいただけないわけでございますが、今のところ、平成15年3月までではそういった新たな計画はございませんので、今後もできるだけ協定内の金額は確保できるようにやってもらい

たいというふうに考えております。

なお、明電舎の件もございましたけれども、過去の議会で建設費につきましては国あるいは県の方でもって示されておりますが、設計単価によっていろいろとこの金額等についてはやっております、間違いない金額でございまして、これらを議会の方にも審議をお願いし、議決を得ましてやってきたことでございますので、これらについては適正に会計検査の方についても通っておりますので、特に問題等につきましても指摘はされておられませんので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時18分

○議長（高橋信次君） 再開をいたします。

一般質問を続行いたします。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再質疑を行います。

答弁をるるいただきましたが、やはり不況の中でこうした減免制度や消費税問題というのを公共料金でするので、これはやはり執行当局が考えない限り、管理者、副管理者が考えない限り、下水道組合では負担金を両市町からもらうわけですから、できないとは思いますが、今後ともぜひ検討していただきたいというふうに思います。

並びに、入西の問題では、負担金については当初どおりということを経営的に努力するというので、途中で約束しました物価値上げ分とか、そういうものについての別途協議、あるいは先ほど申し上げました、全体計画の中で生じる負担割合というのに私ちょっと疑問があるのですけれども、これは980戸だけなのです。工場分が相当ありますし、ごみ処理場、これは坂戸市との関係になりますけれども、ありまして、これもすべて流入するわけなので、こういうものを一体この団地からどういうふうになるのかというのが最終的な疑問がわくわけです。これは、今後の開発問題とも並行してくると思いますので、今までの開発をどう扱ってきたのかということでご答弁をいただいておりますのと、ここで両市町が出してきたものをしませんということは、管理者、副管理者が言わないのは当たり前のお話なのですけれども、本来でしたら今後調整地域を市街化区域に繰り入れて、この不況の中で借金がたくさんある中で、これ以上基盤整備を調整地域につぎ込んでいいか悪いか、その瀬戸際に来ているというふうに私は考えているわけです。良識ある両市町の今後のそうした開発についての歯どめをぜひお願いいたしまして質問終わります。

以上です。

○議長（高橋信次君） 公団の開発については、下水道議会にはなじまない質問かと思っておりますので、答弁の方を差し控えさせていただきます。

よろしいですか。

○8番（松村和子君） いいです。

○議長（高橋信次君） 次に、2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。一般質問を行わせていただきます。

通告に従い、一般質問をいたします。1、汚泥の消化処理に伴う消化ガスの有効利用について。平成12年7月31日、8月1日の下水道組合研修視察において、長岡市中央浄化センターの消化ガス有効利用を研修いたしました。当研修視察においては、桐生市の下水の上に運動公園をつくる施設とともに行かせていただきましたけれども、当市においては同じようなものをつくる設計にはなっているそうですけれども、近くに運動公園もあるということで、今回は将来的に当組合としても取り組むべきものと考え、長岡の中央浄化センターに絡む消化ガスの有効利用について質問をさせていただきます。

質問として、まず1、当組合の処理施設では、汚泥はどのように処理されておりますでしょうか。また、処分形態になった経緯をお示しく下さい。

2、長岡中央浄化センターのように汚泥を消化タンクでメタンガスを主成分とする消化ガスを発生するような施設は設置可能でしょうか。

3、長岡中央処理センターと石井処理場の規模を比較し、同様な施設を設置した際の費用対効果などどのように考えておられますでしょうか。

4として、長岡中央処理センターでは、年間1,000世帯に都市ガスを提供し、1,361万4,000円の収入を得て、処理汚泥を減らし、環境対策にも有効なものとなっているそうです。また、当施設は、ガス会社の近くにあるからこそ可能であるというご説明でした。石井処理場の近くにもガス会社があり、条件的には可能だと考えておりますけれども、当組合としての導入へのお考えを伺います。

以上で私の1回目の質問を終了いたします。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、(1)の当組合の処理施設の汚泥処理と処分形態になった経緯でございますが、汚泥の処理形態を申し上げますと、汚泥には最終沈殿池で発生する生汚泥と最終沈殿池で発生する余剰汚泥とがあります。現在余剰汚泥を最終沈殿池に返し、最終沈殿池の生汚泥との混合汚泥として重力濃縮槽により2.5%程度の濃縮汚泥としてから、遠心脱水機により含水率80%前後の汚泥とし、脱水しております。脱水した汚泥は、焼却し、その後焼却灰はセメントの原材料として処分しております。

また、経緯につきましては、当時専門のコンサルタントに検討してもらい、標準活性汚泥法を採用したもので、さきに供用開始しておりました北坂戸水処理センターの処理方法、標準活性汚泥法等も参考にしたものであります。

なお、この処理方法につきましては、当時の議会にもご報告申し上げましてご承認をいただいているもので、一般的な処理形態といたしまして標準活性汚泥法、重力濃縮、遠心脱水に至る流れは確立された技術でありまして、下水処理システムの標準仕様となっておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、(2)の消化ガスが発生するような施設は設置可能とのご質問でございますが、先ほど塘永議員さんのご質問にお答えしたとおり、設置につきましては将来計画の中で消化タンクの設置が計画されておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、(3)の長岡中央浄化センターと石井処理場の規模を比較して、同様の施設を設置する際の費用対効果の関係でございますが、規模を比較してみますと石井水処理センターの処理能力に対し、長岡中央浄化センターは約1.7倍の処理能力を持っております。先ほどのご質問にもお答えしたところではあります。消化ガスタンクのかわりに利用した後の残ったガスをガス発電に利用した場合の検討をいたしました。年経費に対し、節減経費が少ないため、経済的なメリットはなく、プラス効果は期待できないものと考えております。

次に、(4)の都市ガス供給の導入への考え方でございますけれども、先ほど申し上げました石井水処理センターは長岡中央浄化センターに比べ、規模は小さく、発生ガス量も少ないところから、ガス会社に都市ガスの原料として供給することにつきましては、今後慎重に研究課題としてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再質問を行わせていただきます。

長岡市内と坂戸、鶴ヶ島水洗化の人口も、長岡市内だと16万5,302人、当市、当組合内だとおよそ8万人、特に特筆すべきことだと、長岡市は大正のころから下水道事業にかかわっていらっしゃる方がいたということで、その下水の普及率が約94%、当市としてはまだまだその域に達していないということで、なかなか今の当市の取り組みとしては、まずその普及率の向上が求められているものとは理解してしております。そういった点を考えながら、ただこういった消化ガス、そういった消化ガスの設置等も先見の明を持たれて、そういったことも当初計画にあるということは今回視察に行かせていただいて、そういった施設を見させていただいた上で話題になったからこそ、我々も知ることができたような次第でございますので、今後そういったことも検討になりながら当組合として前向きに取り組んでいただきますようにご要望いたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋信次君） 一般質問を終結いたします。



◎議長のあいさつ

○議長（高橋信次君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。本日は、何かとお忙しい中にもかかわらず、議員全員の皆様のご出席をいただきまして、ここに9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合定例会が開会ができて、また議案につきましても平成11年度の決算認定、また補正予算につきましても慎重審議をいただきまして、適切なるご結論をいただきました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

お彼岸を過ぎまして、朝夕めっきり涼しくなっております。どうかご健康にご留意いただき、坂戸、鶴ヶ島両市市勢の進展のためにますますのご活躍をお祈りを申し上げまして、簡単ではございますが、御礼のごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。たいへんありがとうございました。

◇

◎管理者のあいさつ

○議長（高橋信次君） 管理者からごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） 議長のお許しをいただきましたので、ごあいさつを申し上げます。

本日は、ここに12年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会が閉会を迎えるに当たりましてごあいさつを申し上げます。議員各位には長時間にわたりまして、本日ご提案申し上げました二つの案件に対しまして慎重ご審議を賜り、それぞれ原案の認定、ご議決を賜りました。心から厚く厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、審査のご過程の中でご議論いただく過程において、それぞれ議員各位から貴重なご示唆、ご提言を賜った次第でございます。私どもは、議会の意を介しまして、これからも事務事業の執行に当たりましては十分配慮しながら努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。いずれにいたしましても、下水道の普及は自然環境を守り、そしてまた市民生活の快適ならしめるものでございますので、厳しい財政硬直化の中ではありますけれども、引き続き下水道の普及に向けまして鋭意努力を重ねてまいり所存でございますので、議員各位にはどうぞ今後とも適切なご指導、ご支援をよろしくお願いを申し上げます。

なお、季節の変わり目それぞれご自愛いただきまして、今後とも住民福祉の向上のためにご活躍を賜りますようにご祈念申し上げ、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

（午後 3時30分）

○議長（高橋信次君） これをもって平成12年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。どうもありがとうございました。